

知事と部落解放同盟長野県連合会との懇談会記録

日 時:平成15年9月9日、(火)15:00～17:30

場 所:県庁講堂

出席者

【部落解放同盟長野県連合会】

・県 連: 200人程度(役員、会員)

・中央本部: 3人(谷元中央書記次長、片岡関東甲信越ブロック部長、和田関東甲信越ブロック副部長)

【長野県】

・知事 ・社会部長 ・人権尊重推進課長 ・人権尊重推進幹 他

竹之内執行副委員長

ご苦勞様です。時間になりましたしお揃いでありますので、ただ今から始めて行きたいと思います。

今日の進行を務めます竹之内ですけれどもご協力いただきたいと思います。なお、ちょっと注意をお願いしたいと思いますが、携帯電話を鳴らさないようお願いしたいと思います。

それでは、前回の継続という意味もありますので、あいさつ等のセレモニーは省略いたしまして開会だけを高瀬執行委員長の方から一言お願いします。

高瀬執行委員長

田中知事さんには大変お忙しい中、時間を空けていただき御礼を申し上げます。今日、知事交渉ということでこれから始めるわけであります。

私共としては、当然、地对財特法失効後の取組みということで、田中知事さんの諮問があり、また、長野県部落解放審議会の答申があったわけでございます。

この具体化に向けて知事に要請してきた経過もあるわけであります。また、更には、前回、7月の県議会の中で当然私共請願をしたわけであります。大多数の県議会の先生方がこれを採択していただいて心よりお礼申し上げるわけでございます。こういった経過の中で今日交渉をするわけであります。どうか明快な回答をひとつよろしくお願いします。

以上をもちまして開会のあいさつといたします。ありがとうございました。

竹之内副委員長

それでは、続きましてこの間の経過と要請の若干の提起を山崎書記長の方から先ず行いたいと思います。

山崎書記長

それでは、早速になりますが、事前に田中知事あてに委員長名で要請書を渡してありますので、若干その中身について説明しながらご回答をいただきたいとこんなふうに思っております。

これまでの経過とすれば、我々は田中知事とは何回となく懇談を重ねてまいりました。その中でその都度、これまでもいろいろと要求書、要請書を出してまいりました。基本的には、昨年1月24日付けで長野県部落解放審議会が答申を出しまして、特別措置法期限後の同和対策のあり方、同和行政のあり方については、その答申が1つの指針となったわけであります。そういう意味では、答申が出された以

降、4月23日、更には6月4日に知事とも懇談を重ねてまいりました。私達は、少なくともこの県の答申に基づいて当然知事が諮問した審議会でありますから、その答申が尊重されて、その答申に基づいて県政が進められるとこういうふうに思っていますから、当然、答申の具体化を求めて要請をいたしました。しかし、当初は田中知事も答申は尊重すると。審議会の皆さんも精力的に審議を重ねてきた上での答申であるわけでありますから、当然、それを尊重して進めて行きますという答弁もありました。具体的なその答申の中ではいくつかの課題について、政策課題も提言がされております。その具体的な政策提言についても、我々としては非常に大事な点だということでその具体的な政策提言に基づく県政の推進を求めましたが、しかし、その段階では、明確な未だ答弁をいただいております。

当然、その折にも文書で後ほどご回答いただきたいということを申し上げましたが、文書による回答も未だされておられません。そういう中で、実は昨年12月5日ではありますが、知事からの要請に基づきまして我々県連の役員も知事とまた会見を行いました。

その折に、具体的なこの特別措置法が終わった後の、いわゆる今までの県単46事業あったわけですが、この事業の見直しを行いながら激変緩和という観点からいくつかの事業については経過措置事業をとってきたと。この経過措置事業については、15年度2分の1あるいは16年度ゼロというふうな方針が具体的に示されました。

我々とすれば、経過措置をとった事業でありますから、また、特別対策という意味でもありますから、いずれそれは時間が早くなるか遅くなるかの問題だということで、それは打ち切りはいいと。ただし、答申にあるとおり具体的にそれに代わって差別を無くすための具体的な政策を示してほしいということを求めました。で、具体的には今年の1月22日にじゃあ示してほしいということで当然、これは我々解放同盟の皆さんも関心を持っておりますから、その折にも大勢の皆さんが集まっていたいで知事との交渉を行いました。ところが、私達が求めた具体的な回答については何ら方針が示されずにですね。その12月の段階で示された16年度以降は全廃しますよということだけが伝わってきたと。

それはおかしいんじゃないですかと。現実には答申の中でも差別の実態が未だ現実にあって、それに対する未だ課題も残っている。その課題に対しては、やはり特別対策に代わって一般対策として、同和施策としての視点を持ってやるべきだという方向性が出ているわけですから、当然、それに基づいて知事もやっていただけるだろうというふうに思っていましたけれども、その辺の答えがない。おかしいんじゃないですかと。差別の実態についてどう思うんですかというふうなところに入ったんですが、また、我々の仲間からも大勢の皆さんがこの現実に長野県の中でのいるんな差別の実態があると訴えているにもかかわらず、差別は過去にそういう実態があったと。特別措置法が終わったということはそういう実態に対してやる必要はないと。あるいは心の持ち方の問題だと。こんなふうなやり取りになりまして、途中で交渉を打ち切らざるを得なかったという状況があります。

私達は、そういう意味においては要するに切るものだけ切っておいて、後何もやらない、何もつくない、ましてや差別のあることすら認めようとしなないということはおかしいんじゃないですかと。まさに行政の責務という位置付けから言ったら行政の責

務を放棄することではないですか。差別行政ではないんですかと。そういうふうに我々自身も感じたわけでありまして1月23日に緊急に私達は抗議集会を行いました。そして、その抗議集会の中で田中知事の姿勢に対して抗議文をまとめまして、その抗議文と新たな申し入れを知事の方に行ったわけでありまして。その折にも、私達はその申し入れに対してきちっと文書で回答してほしいということを伝えただけでありまして、このことについても未だに回答がされておられません。そういう経過がありまして、私達は先ほど委員長がいわれたとおり今度の4月の県議会議員の選挙がありまして、新たに県民から選ばれた県議員が選出されました。この新たな県会の皆さんに、私達はこの問題を訴えてまいりました。じゃあ我々解放同盟として請願を出す。そのことについて県議会の中で審議していただいた中においては、県会最終日の段階で請願が採択されました。

私達は、この請願採択も県民から選ばれた県会の皆さんの意志として採択されたわけでありまして我々は県民の総意の採択だと感じております。田中知事も確かに県民から選ばれた知事であります。県議会の皆さんも県民から選ばれた県議会の皆さんです。県議会の皆さんは県の答申に基づいて現実に差別の実態に即した取り組みを行うべきだと、こういう請願を採択したということでありまして、ぜひ私達は、少なくとも県民の総意である県議会の請願採択は尊重されてしかるべきであり、それに基づく県政を進めていくのもしかるべき話だと感じているわけです。

したがって、私達は今日の知事との交渉の中において求めたいのは県の審議会の答申をもう一度尊重して進めていくのか、いかないのか。特にその中において、現実に差別の実態がある、差別の課題がまだあるとこういう答申の中で指摘されていることに対して、田中知事がまたどういうふうに受け止めているのか、その辺のところを再度明らかにしてほしいし、先ほどいったとおり県会の請願採択に対してそれも尊重していくのかどうか、一般的には知事と県議会とはまさに車の両輪だと。車の両輪として進めていかなければならないということがいわれているわけですが、その片方の大きな車輪である県議会がそういう請願を採択したということに対して、やはり知事はどう考えているのかお聞きしたいわけでありまして。同時にこの間も、何回となくこういう懇談なり交渉を進めておりますが、知事もいろいろと言葉では語っていただけてますけれども私達も県民に対して解放同盟はいったい何を求めているのか、それに対して知事はどういうふうに答えているのか。やはり、我々も県民に明らかにする必要があるわけでありまして、きちっとその辺のことについて文書で責任ある文書で回答していただきたいというふうに思って今日の交渉になっているわけでありまして。ぜひ、まず最初に知事の方からその点について考え方を示していただきたいということをお願いしたいと思います。

竹之内副委員長

それでは知事、回答をお願いします。

知事

長野県知事を務めております田中康夫でございます。本日は、皆様とこのような場を設け平場でお話ができることを大変うれしく感謝申し上げます。要請書を頂戴いたしております。この要請書に関してこの後、御説明を、お答え申し上げますが、その前に、1月22日に皆様とこのような同じ平場の会合を持たせていただきましたが、その後、2月の県議会というもので当時の社会県民連合の所属でいら

っしゃいます竹内久幸議員からご質問をいただいたことに関して議会という場でお答え申し上げたことを概略もう一度申し上げたく思います。昨年12月に部落解放同盟長野県連合会との話し合いの場におきまして、先ず、職業相談員の設置という事業、また、小規模事業経営支援事業の補助金……

しかしながら、先般、皆様と平場で行いまして以降、このように多くの方とお目にかかるのは今回が2度目になるわけでございます。……

営農指導員設置事業、これらの3事業に関しまして、15年度3分の1、16年度3分の2の削減で17年度の廃止と。また、社会同和教育推進補助事業については、15年度の半減、16年度廃止で御了承いただいてまいりました。部落解放同盟長野県連合会補助金、人権同和対策委託事業については、15年度半減、16年度廃止でお話させていただき協議継続となってまいりましたが、15年度末での廃止ということを考えていると、このようにお答えいたしました。

また、妻科庁舎でお貸しをしている事務室等の行政財産については、平成15年度末での明け渡しをお願いをしたわけでございます。

また、この4月に長野県が今後実施してまいります人権教育・啓発の目指す方向を示す「長野県人権教育・啓発推進指針」というものを策定いたしこの指針に沿っての教育・啓発の実施というものを予定しているわけでございます。で本年度長野モデル創造枠予算事業として、新しい理念と発想による啓発研修事業である「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業」を創設いたしまして、これは県民参加による主体的な取組みを推進するものであります。この事業に関しては、さる6月29日に公開プレゼンテーションを実施いたしまして、19団体のご応募の中から書類審査を通った参加15団体の事業に対して助成ということを決めているところでございます。

竹内議員に関しましては、先ほど長野県の財政状況が大変厳しいという中においてですね、私共の新たな方針というものを示させていただいたわけでございますが、これに関しまして、取り立てて竹内議員の方からはご質問の再質問はなかったということが議事録の上で確認できるところでございます。で、皆様からの申し入れに対しましての回答でございますが、まず、1番目の長野県部落解放審議会答申を尊重し、特に具体的に指摘された政策課題を早期に具体化するとともに人権行政としての同和行政を確立、推進されたいというご要望の部分でございます。

私は、かねてから申し上げておりますように、長野県は、年齢や性別、肩書きや経歴、また、国籍や障害の別を問わず、すべての意欲のある方々に関して公正に物事に挑戦する機会が与えられる社会を目指すとして申し上げてきているわけでございます。

これはまさに1人ひとりの人権を個人に立脚した社会において尊重する世紀における長野県のあるべき姿ということでございます。したがって、私は、あらゆる、仮に差別というものが存在するとして、それには非常に多くのものが想定されようかと思いますが、こうした、あらゆる、仮に存在いたします差別の解消というものを同じ今日の同じ平場と同じように土俵の上で一般対策として実施していくことが望ましいとこのように考えているわけでございます。

で、答申の中で問題解決のための施策の方向として示されております各項目については、答申に基づき順次検討また実施をしているところなわけでございます。

ですから、具体的にその差別の解消すべきものというものがあれば、より具体的にお申し出をいただくことによって、開かれた議論が出来ようかとこのように感じております。

長野県議会において採択された請願を尊重され、その請願事項を即時具体化されたいという文面のところでございます。大きく分けて請願事項は4項目あられようかと思いますが、審議会の答申の尊重に関しては今申し上げたところでございます。

2番目にあります総合的な人権施策の提示、人権条例の制定、人権啓発センターの充実、に関してでございますが、初めに総合的な人権施策の提示に関しては、あらゆる差別の解消を図るために長野県人権教育・啓発の今後の目指す方向に関して、先に申し上げましたように「長野県人権教育・啓発推進指針」というものを4月に策定し県民の方々に対して周知に務めております。

人権条例の制定に関してでございますが、これは、私達は、初めに条例ありきではなく、まさに一人ひとりの心の中において、人権に対する認識が深まるようにそのような活動を推進していくことが一人ひとりの県民が人権尊重を、これは、情報公開や説明責任、住民参加と同じ当たり前のこととして日々行動を自律的にしていただけるようになると、このことが肝要と考えているわけでございます。したがって、初めに条例ありきではなく、このような私達の理念に沿う形で有効に活用されるものとして存在しうるか等の研究を行うところでございます。

人権啓発センターの充実という点でございますが、毎年、その人権の充実に関しては努めているところでございます。ご指摘の施設を含めた総合的な見直しというものに関しては、今後の研究が必要となるかとのように感じております。

3番目の啓発、研修、相談事業の一般対策への移行にあたっての現状認識と施策の充実についてでございますが、これらは、事業の実施に当たってはあらゆる人権問題について現状を認識し施策を進めるわけでございます。新たに本年度から県民一人ひとりが人権尊重意識の高揚を通じて、差別解消に主体的に取り組むための事業として「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業」を創設したわけです。この事業に関しては、広く県民から独創的・先駆的なアイデアを募集し、プレゼンテーションを実施し、15団体に対して経費の助成を行い、現在、それぞれの団体において事業が実施されております。

4番目の点でございます。同和地区担当経営指導員に関しては、これは国の段階においては、既に平成13年度末をもって特別対策から一般対策へ移行いたしております。

長野県においては、まあ、いわゆる知事特認事項として設置してきた経緯がございまして、この点に関しましては、平成15年度末をもって終了いたしたく考えております。

また、16年度からは、商工会、商工会議所等に既に経営指導員等が設置されておまして、これら経営指導員によりまして、より広く地域の小規模企業に対するきめ細かな支援というものをを行う中で対応させていただければというふうに思っております。

今の2点のご質問及び2002年4月23日、2002年6月4日での要請事項、また、本年、2003年1月23日の申し入れに対して誠意と責任をもって文書回答されたい

というご質問の部分でございますが、それぞれの要請の事項、申し入れにつきましては、その都度口頭で誠意と責任をもって申し上げてきた・認識でありまして、とりたてて、文書での回答というものを考えていないところでございます。概略御説明を申し上げましたので、これに関しまして、ご質問等があればお受けする形で更にお答え申し上げたく思います。

竹之内副行委員長

知事答弁が終わりましたので、それに対してやり取りをお願いします。

片岡中央執行委員

最初に私のほうからちょっと質問させてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。私は、解放同盟中央本部から今日出席しました片岡といいます。何件か知事さんに質問をしたいと思います。今の知事さんのお話を聞いておきますと、大きく2つ私共は要請を申し上げました。その答申をぜひ尊重してもらいたいと。また、7月の議会の請願も尊重してもらいたいとこういう要請をしたわけですが、知事さんの回答を聞いておきますと、答申について尊重しているというふうに分かる訳であります。また、請願についても決して請願を無視している訳ではないんだと。これを十分尊重しているというふうにおっしゃったように聞こえるわけなんですけれども、ただ、その尊重しているということではありますが、冒頭にこの2月議会での一般質問に対する答弁の説明をなさいました。その内容はいちいち細かくメモもできなかったんですが、いろいろな制度の廃止の答弁であったようでありますけれども、片方で答申を尊重するというふうにおっしゃるわけなんですけれども、そのもう一方では、具体的にいろいろな制度を廃止するというのはどうも聞いておまして矛盾してないかというように思うんですが、この点をひとつお尋ねしたいと。それからもう一つ、4月に県の「人権教育・啓発推進指針」が発表されたわけですが、この基本的な考え方はどういう点にあるのかですね。4月に発表された「長野県人権教育・啓発推進指針」の基本的な精神と申しますか、どのようにこの内容はなっているのですかね。この2つをお尋ねしたいんですけれどもよろしいでしょうか。もう1度言いましょうか。

知事

2点でございますね。まず答申に関してと、それと

片岡中央執行委員

答申について、知事さんは十分答申を尊重していくつもりだと、こういうふうに言われたように私聞かえたんですね。また、請願の採択があったことについても、それを無視しているわけではないんだという、その上でこの政策なんだというふうにおっしゃってですね、特に「長野県人権教育・啓発推進指針」の考え方に、触れたわけなんですけれども、私が聞きたいのは、尊重しているということ。そのまま受け止めたいと思うのですが、ただ現実的には、いろいろな制度を廃止しているわけですから、尊重するということが実際の政策の実施と申しますが、その間にはかなりの矛盾ができていないかと思うのですがこの点はいかがですか。

知事

いいえ、ありがとうございます。ご質問いただきましたが、先ほどもお答え申し上げましたように、私はいわゆる人それぞれによって、その差別と認識する発言や行動というものは異なるものでございます。多くの方がそのように差別と認識するか、非常に少ない方が認識するかという違いが、ここにあるかもしれませんが、これもまた時代

や状況によっても変わっていくわけございまして、何年か前に私たちが差別と認識してなかったような言葉遣いであったり、あるいは様々な肉体的なものに関しての形容の仕方であったりというものもございまして。私はこうしたあらゆる差別と想定される認識を、より良い方向で解消すると。それはすべて同じ土俵の上で一般対策として実施していくべきであるというふうに認識をしているわけございまして。こうした大本の認識の上にとつて、私たちは、この差別あるいは人権と呼ばれることに対しても取り組むということございまして。「長野県人権教育・啓発推進指針」というものの目指すところということですが、これは先ほど申し上げましたように年齢や性別、経歴や肩書あるいは国籍や障害の別を問わず、生きる意欲のある方々に対して、開かれた公正な物事に挑戦する、チャレンジするチャンスを与えていくと、こうしたことが可能な自律的に一人ひとりが可能であり、自律的な意欲を持った人を地域社会の一人ひとりの人間が支えるということにこそ、私は新しい人権の教育または人権の啓発というものがあるかと、このように感じているわけございまして。こうした理念に基づいたものが「長野県人権教育・啓発推進指針」とであると認識をいたしております。

片岡中央執行委員

今の話ですと、差別をなくすということについては、同じ土俵の上でいろいろな性別、国籍等の違いを超えて同じ土俵の上で一般対策として取り組むということが今後の人権行政の基本的考え方だというふうに私は理解したんですが、これは一口でいうと、機会の平等ということなんでしょうか。

知事

機会の平等ということにとどまらないと思っております。といいますのは、やはり、これは前も申し上げましたように、私たちの社会においては、著しき差別の事象というものがかつて存在したわけございまして、私が以前より水平社の宣言というものを、その理念やまたその行動、活動の軌跡というものを高く評価させていただいているのも、これは、そうした私どもの明らかに見える差別、あるいは格差、あるいは貧困というものを、やはり人間としての尊厳を持った生活が、私たちができるように改革を遂げてこられたということでありまして、この点を私は評価を高くしているわけございまして。ここで申し上げましたことは、私たちは長野県はその自律的、自律というのは立つという字ではございませんと申し上げております、自律という字が立つてございましてこれは 20 歳にして立つと、みな同じ年齢になれば同じように何か七五三をしたいと、これは、ひいては、今の日本の財政が 700 兆円、そのうち地方財政というのは、わずか 10 年間で 2 倍の 138 兆円にもですね、借金が膨れ上がったわけございまして。これは大きな総務省の私は罪であると思っておりますが、でもこの中で私たちは、隣の町も 28 億円でホールを造ったからうちの町も 30 億円で体育館を造りたいというような、みなそれは金太郎飴のような自立、立ち上がるというかたちがございました。私たち 220 万の長野県民は、真の意味でその自らを律する、「イ」の自律でなくてはならないと、私は思っているところでございまして。つまり、まさにみんな異なるからこそ人間であって、その異なる人間がやはり人間として人間らしく生きていくのだという金子みすずのまさに、詩というものはこれこそが「イ」の自律でございまして。ですからこの「長野県人権教育・啓発推進指針」というのは、ともすれば行政というものは、啓蒙・啓発活動というような形で、ポスターをもうけたり、あるいは講座

をもうけさせていただいたりという形でございましたが、そこに参加される方はむしろのこと、そこにお忙しくて参加できない方も含めて、一人ひとりが自律的にあらゆる場面において、あるいは、目に見えざるけれども心の中に潜む、それぞれの中の違いつな、差別の、仮に気持ちというものがあれば、それをよい意味で解消する。そして、また、そうした目に見えざる形でお悩みの方々を一人ひとりがやはり自愛の精神をもって接することで解消していくということが大事なわけでございます。その意味では水平社の宣言にうたわれた、尊い私は志というものがひとつ、私たちの社会全体が、脱物質主義の社会というかたちになる中で、いたずらに宗教に頼ったり、いたずらに強いものに頼ったりですね、することで、いたずらに弱きものを排除するというような、非常にいびつな私たちの社会や宗教や精神や政治ではないものを目指すと、そのことを小さな多感な時期の子どもも含めてですね、あるいはそうした多感な時期の良さを遠の昔に置き忘れた私たち大人も、この取り戻すということが、この長野県人権教育・啓発推進指針の目指すところであろうというふうに考えております。それは大変に、ある意味では果てしなき道であろうとも思っております。果てしなき道であります。しかしながら、これはだれもが金太郎飴の、自律ではないということが、長野県の大きな方向でございますから、これは単に精神的な啓蒙・啓発にとどまらない、その一人ひとりの心の中に潜むものを吐き出させ、それがより実効性のある日々が日常の私たちの生活の営みの中で、そうした忌むべき私たちの心の中に潜む差別の意識というものが仮にあればこれを解消していかなければならないということでもあります。

片岡中央執行委員

ですから、知事さん言うように自らを律するという意味で自律の精神といいます。精神を基本にして人権教育啓発推進を進めていくというように受け止めたわけですが、少し抽象的でもう少し説明をしてもらわないとわからないんですけれども、ただ、私が最初に聞いたのは、その「長野県人権教育・啓発推進指針」の基本的な考え方と、それから現に知事さんが行っている2月議会で発表されたように、いろいろな制度を同和行政に関連して、廃止するというのはどこでどういうふうにつながるのかという、ここのところがいまひとつわからない。自律の精神を基調にして、その人権教育啓発というものを考えていかなければならないというようなことは何となくわかるんですけれども、そのことと政策の係わりはどうなんでしょうか。人権教育啓発を進める自律の精神を強く持ちながらやると言うことはまあいいのですけれども、現実にはそういうものと同和行政に関連しては、いろいろな制度を全部廃止するというのはどういうふうにつながるかと、そこがよくわからないんです。

知事

先ほど冒頭で申し上げましたように、私はいわゆるあらゆる差別の解消というものを、同じ、その差別というものは人それぞれ感じ方もあるいは仮に、目に見える現象であればですね、異なるかと思いますが、それはやはり同じ地球に暮らす人間愛という同じ土俵の上で一般対策として実施していくというふうに申し上げているわけでございます。でありますから、いまおっしゃられましたのは何か差別に、なんと言いますか差別の、少しこの表現がどうか、差別の大小とかですね、差別の重軽とかですね、そういうことでとらえるのですと、これは数値の話、公共事業と同じような話になるわけございまして、私たちのこの社会のあり方というものをですね、あらゆる差

別というものが解消するように、一般対策をしようと言うことでございますから、それらの中で個別具体的にみなさまからもですね、これはこの間も申し上げましたように、「みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業」に対して、アイデアを募集いただいたわけございまして、個別あるいはこのことにとどまらずですね個別具体的におっしゃっていただく中で、私たちがですね、解決していくべき問題と解消していくべき事柄というのが明らかになると思います。

山崎書記長

言っていることがさっぱりわからないんですけども。

知事

そうでございますか。

山崎書記長

いやいや、全然わかりません。

知事

車座集会等では、わかりやすいというふうに県民の方から、まあ手前みそですが、お褒めのことばをいただくこともあるんですが。

山崎書記長

いやいや、今のは心構えの問題であって、今知事が言った自律、「イ」の律するという、そういう自律を求めていくんですよと、みんなその心の中にある差別の問題を、みんなで、じゃあそれをなくしていきましょう。これはまあ、はっきり言えば道德の問題であって、我々もそれに対しては異議はないわけですね。当然、一人ひとりの心がみな差別をする心がなくなっていけば差別は無くなるだろうと、これは当たり前のことですよ。現実には我々が求めているのはそういう現実の中において、なおかつ、差別をされている人たちのことをどういうふうに思っていますかということを知っているわけであって、現実の差別の実態というところを、さきほどから知事のお話を聞いていますと、仮に差別があるとすれば、仮に皆様の心の中にそういうものがあるとすればと言う。要するに、仮りの話をしているんですよ。我々には仮りの話ではないんです。現実にはこういう差別の実態があっても自律しよう、自らの立という自立もそうですが、自分で律する場合もそうですが、自分で立とうと思っても、あるいは自分で律しようと思っても、できない現実が、そこに差別があるんじゃないかということをおっしゃっているんですよ。それがポイントということ。

知事

現実にはでしたら、前回もあるいは申し上げたかもしれませんが、もう少し、もちろん非常に多岐にわたるかと思いますが、個別具体的な事例も、挙げていただければということでございます、ですから例えばどのようなものでございましょうか。もう一度確認をさせていただきます。

山崎書記長

県の答申を尊重してくれというのは、県の中、答申の中でも、こういくつかの課題があっても先ほど知事も答えていただいたけれども、今はやっていますよ。やっていますよ。こういうふうにやっていますよ。尊重しますよ。今、片岡さんが言ったとおりですよ。尊重するということは言いながら、今までやってきたことは全部廃止しますよ。廃止して、じゃあ何をやりましたかという人権尊重プログラムだかなんだかやると、15団体の皆さんに採用いたしました。そういう15団体の中でいくら予算を使っ

たんですかと。500万か600万でしょう。それでもって今、知事が言う、本当に県民、220万県民が自律する施策なんですか、ということを行っているんです。

知事

お言葉を返すようでございますが、金額の多寡で充実度や実効性というのが図られるものではないと思っております。公共事業に限らず、私たちが福祉や教育そのほか全て繰り返し職員に述べているところとございます。ですから、それは、逆に私たちだけでなく、県民からも募集をして行ってきたわけございまして、あるいは、今年度に関しては、あるいは皆様から御応募いただく、御準備をいただく時間が結果として少なかったのかもしれませんが、これは今後も続けるわけございまして、よりすばらしきアイデアがあれば、私たちは、それに目を見開かされる思いで支援するというところでございます。

谷元中央書記次長

ちょっといいですか、私、解放同盟中央本部の書記次長をやっております谷元(昭信)といいます。

知事

今日は部落解放同盟長野県連合会の方とお話し合いというふうにお聞きを。

谷元中央書記次長

解放同盟という形で、ちょっとしゃべらせていただきたいなと思って来たんですけれども。

知事

これは、今日は取材の表現者とはどなたでも自由に入れる形になっておるんでございますか。

谷元中央書記次長

解放同盟の方は駄目ですか。

知事

いえいえ、ちょっと今確認をいたしております。

谷元中央書記次長

はい。

知事

今日は取材の表現者とは、どなたでもいわゆるミニコミの方も、小中学生の小学校新聞の方でもどなたでも入れるわけでございますか。入れないんですか。この会場にはどなたでも入れるという形になっておりますか。はい、かしこまりました。

谷元中央書記次長

よろしいですか。なんか許可が出たようですから少ししゃべらせていただきますけれども。私は、これ非常に率直に意見交換をさせていただきたいなと、こういう具合に思っているんですけれども、田中知事が知事になられてから、二期目というかたちで、知事が今まで、長野県政をどのようなスタンスでもっていこうとしているか。というかたちで、私、実は知事が、揚げられているスローガンに共鳴するともたくさんあるんですね。共鳴するところもたくさんあるんです。例えば、今までの従来手法をやめて改革というかたちで新たなこの県政の活力を回復させようと、そうして、それらの改革に当たって、どのような改革をしていくかということについて、県民との対話を大切にしていきたい。そして、それらの中で、とりわけ、福祉とか教育とか人権とか

いったものをしっかりとキーワードにしながらかえていきたい。こういったようなかたちで、基本的な方向を出されているのではないかと。そして、その考え方に基づいて、先ほど、片岡(明幸)中央執行委員の方も言われましたけれども、話を聞いていますと、県の審議会が答申してきた中身については、これは、それを尊重し、ふまえながら具体的に現実的にそれを追求していきたいという方向を出されていると思いますし、同時に請願についても、そのような方向で検討していると、その回答方向をふまえながらこういう具合に言われました。差別をいろいろな差別、これを解消していくために、同じ土俵の上で一般対策でこれを行っていききたい、これは知事が言われた基本姿勢だったと思うのですね。私、それ、その方向でいいんじゃないかと、基本的にいいんじゃないかと。差別をなくすためには、様々な差別の問題を同じ土俵の上で、一般対策をしっかりと活用しながら、その問題解決にいろいろな施策を打っていききたい、ただ、このところで、基本的には私、一般論としては正しいと思うわけでありませぬけれども、例えば私、よく、長野県民でないですからよくわかりませぬけれども、知事は、この長野県の名産であります様々な果物、果物はお好きですか。

知事 野菜の方が好きでございます。

谷元中央書記次長 野菜が好きなんですか。

知事 嫌いではございません。もちろん。

谷元中央書記次長 なるほど、そうすると野菜は体にいいということですよ。ただ、野菜は体にいい。この野菜はおいしいとか体にいいとか、ビタミンCがたくさんあるとかビタミンDがたくさんあるとか、Aがたくさんあるとか。こういう具合に言われますけれども、野菜すべてがビタミンAやビタミンCが全部あるわけじゃないですよ、そうでしょ。私は野菜は体にいいというのは、これ一般的にそのとおりなんです。体にいいんだと、しかしながら野菜という抽象的な食べ物はないわけですよ。じゃあ野菜を食べましょうと言うときに知事は何をイメージされているか、例えば、それはほうれん草であったり、ニンジンであったり、あるいは玉ネギであったり、様々な野菜は存在している。その野菜が持っている特性というものがある。これはビタミンAが多いんだとか、これはカロチンがたくさん入っているんだとか、これはビタミンCがたくさんあるんだとか、というひとつひとつの個性を持った野菜が具体的に、具体というのは名前を持って存在しているわけですよ。そういった意味では、そのトータルとして野菜というひとつの抽象概念があるんだと、そのとおりですよ。そういった意味では野菜が体にいいといっても、それぞれの野菜がどのように体にいいのかという効き方は全部違って来るわけですよ。私は何が言いたいかという、人権行政、人権というこの問題を語るときに、人権というのは野菜という概念と同じように抽象的ではないんじゃないですかと。そういった意味では人権という問題を語るときには、その中身が常に具体的に語られないと見えてこないんじゃないかだろうか。確かにいろいろな差別をなくすには共通の土俵で人権という視点から、一般対策を使ってこれを無くしていく、私はそれでいいと思うんです、そのとおりだ。しかしながら、

それぞれの人権課題、差別の問題の課題というのは、やはりそれぞれがやってきた歴史的な社会的な経過というものを持っているわけですね。それが、それぞれの、差別の独自性、個別性というものを形成してきている。部落問題と、例えば女性問題はこれは違うわけですね。部落問題と例えば定住外国人の差別の問題、違うわけですね。

当然のことです。障害者差別の問題も違う。差別ということでは、一緒なんです。しかしながらそれぞれの差別の問題というのは、それぞれが特性を持っている、そうすると、差別をなくそうという共通の土俵はひとつ、これはあるかもわからんけれども、その共通の土俵の上に立って、それぞれの差別をなくすための取り組み方も、一緒のところもあるけれども、独自なところもあるんじゃないだろうか、私このところは非常に大切だと思うんです。例えば、障害者差別の結果として様々な形で権利侵害があるという状況が生まれてくる、これは共通の問題たくさんあると思うんですね。しかしながらそれぞれの固有の問題もあるわけですから、そこに対する適切な施策を検討しなければ、一般的に正しいことが常に具体的な問題を解決できるかといったら、解決できないといったこともあるんじゃないだろうか。

私達はそこのところをひとつ人権政策といったときに、確かに一般的な方向性とすれば、部落問題、女性問題、障害者問題、どの差別問題が重くてどれが軽いということはないと思います。

差別問題、人権課題というものは、それはすべてその質において、同質性をもってその軽重というものはないと思うんですね。その質においてこれはすべて同じだと、しかしその問題を解決していく上での手だてというものは、一つひとつの差別が負ってきた歴史性、社会性に基づいて個別政策も必要ではないかと。女性問題を解決する方法と、障害者問題を解決する方法は違ってくるわけでしょう。共通のところもありますよ。ここのところについて知事の考えはどのように考えているんだろうか、これ一点聞かせて頂きたい、これ私、人権行政、人権政策を展開する上で非常に大事なことだと思います。

知事

先程私は水平社宣言というものに触れさせて頂きました。そして私たちの日本の社会にですね、本来忌むべき、そしてそれを歴史の上で隠蔽すべきでは決まてないですね私は著しい、看過し得ない、いわゆる部落差別があったということを十分認識しているわけでございます。

そしてこれは私たちの社会全体が、これは部落差別と異なる部分の方が多かったかと思いますが、戦後きわめて貧しい焦土の中から、刻苦勲励の結果できあがった、この今の閉塞的な資本至上主義のような社会が、果たして良いのかという議論があろうかと思いますが、少なくとも今日食べるものに事欠く形ではなくなってきている訳でございます。明日着るものに事欠く形でもなくなってきている訳でございます。つまり基本的な私たちの少なくとも物質的な意味での豊かさ、物質的な意味での人間基本的な生活をする上で、保証されるべき状況というのはですね、ほぼ到達してきているのではないかと私は少なくとも思っております。これは諸外国と比べれば大きくそうでございます。あるいはマスメディアと呼ばれるようなところ、あるいは日々の私たちの通常の日常会話の中ですね、基本的な言論の自由ということも、これは諸外国と比べれば、あるいはイラク戦争下のアメリカと比べても非常に広

く保証されてきていると思います。

先程私は物質主義から、脱物質主義に私たちは歩んでいるのだと、これは1回目の県知事選の時の私の訴えでございます。すなわち私たちの豊かさ、あるいは貧困というものもですね、これは著しき状況ではなくなり、その意味で言うと脱物質主義の時代の中において私たちの真の豊かさというものをですね、求め、また、それを充実させねばならない時代に入ってきているわけでございます。

先程野菜の話をお出しになりました、しかしながら私たちの行なう行動、あるいは発言する内容あるいは頭の中で思考するあるいは感じる様々な感情というものも、これはよくマスメディアの人が知事はいつそのことを決めましたか、それはやるんですかやらないんですか、いつやるんですか、賛成ですか反対ですかといいますが、少なくとも物質的に豊かな時代になりますと、とにかくお腹を満たしたいということではなく、お腹を満たす内容について安心な食べ物であったり、おいしい味であったり、あるいは逆にどのようなジャンルの料理であったりとか、人間は欲深い動物でございます。また、そういう意味で言いますと、私たちが求めるべきもの、いまだ欠けているものというものは何か一つの名称で言える形ではなくてですね、非常にクロスオーバーというか、フュージョンというかですね、薬がいいとは思いませんが、薬のビタミンはいろんなものが複合されているわけでございますが、一つの野菜の名称という形ですね、この野菜は優れていてこの野菜は劣っているという形では非常にいいにくい、私たちがそういう意味では私たちは豊かさ故に悩ましい時代であると思っております。

この中で私たちは差別という意識を感じるかという、人それぞれ多分に主観的な部分がでてまいります。つまり大変に痩せていて私がスタイルが良いと思っている方に対して、スタイルがよいでございますねと言ったときに、私のように脱ダム宣言の前に脱デブ宣言をしろと県議会から言われております者からすると大変にうらやましいと思って語ったことが、胃下垂でいらっしゃって、もう少しふくよかになりたいと思っている方は、あるいはその言葉をですね必ずしも好意とは受け取らない場合もございます。

それはやはりその後のその方の微妙な表情であったり、仕草であったり言葉であったりで、私が行なったことを私のみならず、多くは反省する訳でございます。言葉を吐くと言うことは前回は申し上げた訳でございますが、それすなわち人のある意味ではあやめる可能性があるものだと私は思っております。私もつたない文章を書いた者として、先程も知事会見を行なっておりますが、長野県では表現者といって脱記者クラブ宣言をしたので、どなたでも知事会見に参加ができます。

夏休みですと中学生が総合学習の一環で、出席なさって質問をする場合があるわけでございますが、何か言葉を吐く、あるいは何か仕草をすると言うことはそれはすなわち、自分がよかれと思ってしたことでも、全ての人に心地よい福音をもたらすということにはならない訳でございます。

これは常に日々学習というか反省をしながら、人はだからといって自粛をしたりするというのではなく、より人間性を回復するために、積極的な発言や行動をしていくべきだと思うんですね。

ですから野菜、まあ果物でも結構でございますが、そのような形ではない、やはり一筋縄ではいかない、貧しければ自転車が一家に1台ほしいと最近まで中国の方

が思われたでしょうけれど、自転車もあるいは上海の方が車も持てるようになると、次に自分達が求めるようになるものは、これはお金で買える内容ですが、様々多岐にわたる訳でございます。

ですからこれが非常にフュージョンな部分でございます。ですから私は水平社宣言を高く評価した上で、水平社宣言をした時代、あるいはその後の戦争で焦土と化した私たちの時代からみれば私たちの中においてですね、人権ということを取り組む方法といいますが、一人ひとりの中で人権を呼び覚ますものはかなり転換をして行かねばならないと思っております。

ある意味ではおそらくもう少し物質的な、基本的な豊かさが満たされたのではないかと政府においてもですね、今まで取り組んでまいりました様々部落解放に関してのですね取り組みがですね、一つの転機というか区切りを迎えたということであろうと思っております。

で質問のところにお答えをすることにおそくなるんだと思いますが、私はこうした認識の上で従来のような、なんと言いますかお金の大小、そうした形、施策の数とかいうことではない形で人権というものが取り組まれませんか、きわめて心の内面的なものであろうと、でそのためにもこの今回の人権教育・啓発推進指針というものを取りまとめているわけでありまして。

でありますから、逆にこの部分に関して良い意味で豊かで中途半端に、でも真の豊かさが到達していない社会だから皆閉塞感を抱いておりますから、そのやっかいな中途半端な豊かさの時代において、どういう意味で宗教に頼るわけでもない、精神的な人権教育啓発を行なうべきかということについては是非ご示唆をいただきたいと思っておりますし、またその前段のところ、いまだ水平社宣言の時代とは異なるにせよ、私たちが引き続き取り組むべきものがあるというふうにお考えでしたら、その部分は目に見えるかたちの部分であろうと思っておりますので、そこのところはある意味では、いまし具体的なおっしゃっていただけるとありがたいと思っております。

片岡中央執行委員

聞いておまして、私話の途中までよく分かったんでありますが、何かちょっと違うなど、何が違うか自分で考えたんでありますが、結論から言えば、知事さん自身も物質主義から脱物質主義の時代に入って、従来のような物や金で計るような政策はここで一旦精算するべきだと、こうおっしゃっているわけですね。

知事

ですから、一律という形ではない社会が真の自律社会かと。

片岡中央執行委員

それですね、そこまでは頷けるわけですが、政策を転換しなければならないと、これはですね、我々も政策を転換しなければならないと思っております。解放同盟風に言うと、特別な対策として同和問題解決のためにいろいろ国がメニューをこしらえてやってきたのは、ここで卒業していいだろうと、で、新しい形の特別対策ではない、この問題解決のための政策を同盟としては積極的に提言しているつもりなんです。多分そこまでは合っているのではないかと思っている訳なんですけれども。

知事さんの場合は新しい特別対策を一旦終わりにして、人権の時代の中で同和問題のために何をするのかという、そこが非常に抽象的であってですね、我々にはいろいろおっしゃるけれど、じゃあ具体的に新しく転換すると言葉でも言ったわけで

知事

すが、何をどう転換したいのかということが我々には今ひとつ見えてこないわけなんです。その点はどうでしょうか。

というあれですけど、私もちょっとさっき知事さんから話を聞きながら、途中までうんうんそうそのとおりと思いながら、途中からずーっと論点がずれていったんじゃないかなという気が少ししているんですけれども、いろいろ話合いの場が少ないのか、お互いの意思疎通がうまくいってないのか、それとも例えばいままでの同和行政とか、特別対策という事業、一般対策という事業について同じ土俵の上で議論がされているのか、というとちょっとずれがあるのではないかという気がするんです。

あのー先程皆様、高瀬さんの方からでしたか、県議会と県知事は車の両輪であるうと、その県議会の多くの会派の方からですね、署名をいただいて賛同を得たものを速やかに実現せよというようなことをおっしゃられたかと思います。で、なるほど県議会の方々も直接県民が信託をしたわけでございます。

他方私も一人ではございますが信託を県民がした訳でございます。で、先程も知事会見で言った訳でございますが、例えば私が人事異動致しますと、県職員がかわいそうとかですね、あるいは現地機関と呼ばれるそこのある課の半分の職員が4月に変わったと、現地機関の人間が多く来たので仕事が滞ったというような職員のコメントが載ってですね、このような性急な人事異動をしていいのかと書いてあるんですね。このようなとき私たちは誰を向くのかということなんです。ちょっと例が違いかと思いますが、職員の仲間内の心地よさや仕事ぶりを言うのか、同じ私たち職員でございます。

たまさか現地機関が長かった職員、たまさか本庁舎が長かった職員、そこに人間としてどこかですね、本来の能力としての優劣の差などと言うものは、私はそれが著しくあるなどとは認めてはいけないと思うわけです。同じ県職員でありながら、現地機関から半分も来たので仕事が滞るとするのは、この本庁舎で長く勤めていた職員の傲慢以外のなにものでもないはずですし、あるいは滞るならば前任者との引き継ぎが自発的にきちんと行えていなかったのではないかと、それは大の大人でございまして、私が引き継ぎをしましたかなどということまで確認をする筋合いではなからうと思う訳なんです。

ところがこれマスメディアの方も、職員を多く人事異動したから仕事が滞っている、知事が一度にいくつも新しい企画を打ち上げるので、職員がとまどっていると、でも私が打ち出すことは、それぞれ車座集会をはじめ、県民の願いでございます。そして職員は祿を食んでいるわけでございます、県民の願いに答えるのが職員でございます。

温室の中の県職員の仕事のスピードを超えているからといって、それはできませんというのは、それは職員の方がそれを改めねばならないと思っているわけでございます。で、これは私達に何ら人権行政に関して非がないなどと申している訳ではございません。よくマスメディアの方も、県議がこのように言っているのに知事が従わないというケースがございます、表現で。県議は県民の代表なのに、ま、この問題じゃございません、ダムの問題ですとか公共事業ですが、県議の意見をもっと尊重すべきであると、でも果たして県議は県知事の意見を尊重しているのかと、あるいは尊重ではないにしてもそれを同じまさに場所で聞こうとするのかという

問題がございます。仮に県議の言うなりになっている、言葉が過ぎるかもしれませんが、県知事だとするとそれは果たしてリーダーたり得ているのかという大きな問題もでございます。

で、私は部落解放審議会の皆様が長時間をかけて多くご議論をいただき、答申を得たということは十分承知して感謝しているわけでございます。そしてその上で私は先程申し上げましたように、私達の中にはよりその目に見えにくい、非常に多岐にわたる良い意味で私たちが克服せねばならない、耳を傾け謙虚にならねばならないやっかいな、その私たちが感じがちな差別というものが様々あらゆる場面において、非常に逆に増えているのであろうというふうに思っているわけでございます。

これを解消していく上でですね、従来の私たちの人権の取り組みというものと、いささかならず方針を変えないといけないと思っているわけなんですね。それは私たちもこの指針というものを示し、また、多くの県民からのプレゼンテーションによってそれは県が幾ばくかながら、それは金銭ということではあります、お手伝いをするということをはじめているわけでございまして、まずこの部分に関してもよりこの指針やですね、この人権尊重プログラム事業に関してですね、もう少しこの部分を改良せよということがあればぜひ頂きたいと言うこととでございます。

そしてまた、仮に皆様の中でもし目に見えるような形での差別の事象というものがあるというのであるならば、解消すべきものですね、それもまたより具体的にですね、もちろんそれは個々の方のプライバシーにかかるのでしたらそれは配慮をすべきことは当然でございますが、その上で是非具体的に教えて頂いて、それに対して私たちが十分に認識するように努めたいと思っているわけでございます。

片岡中央執行委員

知事は先程答弁の中で、言葉は時として人をあやめる場合があるという風におっしゃいましたね。

知事

私は県知事になる前は関西の友人がどうございまして、私の関西の友人は様々やんちゃなものもおりまして、そういうものは比較的あやめるというというような言葉を使いましたので、もしこれが失礼に当たることでしたら、私は傷つけるという意味合いでございます。

片岡中央執行委員

そこでね、実は田中知事がね、同和問題に対して思いこみや思い違いしてないだろうかということをまず申し上げておきたいと思います。

それはね、実は田中知事は水平社宣言という言葉を出してね、私たちの気持ちを、心をくすぐるわけですね。水平社宣言、つまり格調の高い、我が国における人権宣言とも言うべき水平社の創立宣言を引用される訳です。

とすればですよ、あの一番最後にですね、「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」という言葉で結んでますよね。知事、これはどうですか。この殺伐とした今の世の中にあってですね、「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」という言葉は今もすばらしい言葉だと思いませんか。

で、それをただ言葉で終わって欲しくないなと、本当に知事はですね、知事が220万の知事として同和問題に対してもっと積極的な、前向きな姿勢が欲しいなということ発言させていただく訳です。というのは実は一昨年の5月21日に田中知事は

15人の県部落解放審議会の委員を任命されましたね、委嘱をされました。そしてその15人の委員が時間を費やして、慎重審議をされて、そしてまた、長野市内の被差別部落に出かけて行って、そして自らがですね足で、そして目で被差別部落の現地を視察されたわけですね。その後当事者と、被差別部落の人たちと隣保館で話し合いをもった訳ですね。そして具体的な部落差別の問題についてですね、深刻な結婚をめぐる差別の事例やですね、今も差別をなくすために一生懸命子供達が解放子供会ですね、学習していることなどもですね、母親や父親から訴えられて、そういう思いも審議会の中で審議をしながら昨年1月24日に答申という形で知事に手渡された訳です。

そしてその時に知事は、その答申は尊重しますと、これはテレビでも流れました、私見ましたニュースですね。そして新聞にも田中知事がその答申を受け取られている場面が記事になりました。

そしてさっき知事が答弁の中で言われた県の部落解放審議会の答申というのはですね、人権一般を答申した訳ではないんですね。なぜならば知事は今後の同和対策について諮問された訳です。

今後の同和対策について諮問されてそして県の審議会が今後の同和対策について審議をして答申をされたんです。

そうするとね、知事が答弁をされている審議会の答申にも触れましたけれど、人権一般の議論をしたわけではないんです。違いますか。知事の諮問というのは今後の同和対策について諮問をされたんです。それに対して答申が今後の同和対策に対する答申をされた訳ですからね。

長野県の一般の人権問題を審議をして答申ということではなかったんです。だから私達は少なくともですね、今後の長野県の同和対策についてですね、答申を出されたらその答申ぐらいはですね、やっぱり知事に尊重して欲しいと、そしてまたかつ具体化して欲しいと、こんな当たり前のことを今年の1月22日にですね、交渉の中で訴えた訳です。

ところが残念ながら、そうしたもとも当たり前のことすら知事の口から聞くことはできなかったということでこのような交渉になっているとも、改めて知事もやはりそういう点では自らを律してほしいなど、先程自律というのは自ら立つのもそうだし、自ら律することもそうだとおっしゃいました。

私たちもそのために自らを律しながら、差別をなくして欲しいとそういうことで運動しているわけですよ。

ところが現実問題、自らを律しながら生活していても部落差別という深刻な現実というのは今もあるということですね、こういう交渉に臨んでいるということも理解して欲しいと思います。

山崎書記長

あのもう一つ、確認したいんだけどね。先ほどの知事の答弁、考え方の中で、日本は戦後復興しながら物質主義を追究してきた。我々の水平社運動は確かにその当時は物も貧しい、環境も相当劣悪であったと、そういう中で水平社運動を通して一定程度成果としているいろいろな物質を勝ち取ってきた。特別措置法もそういう意味で物質を勝ち取ってきた時代だった。特別措置法という法律が終わったということは、物としてあるいはお金としては片が付いたということ。知事はこれから脱物質主

義の社会を目指していくんだ。これは先ほどうちの谷元書記次長が言ったとおり、脱物質主義としてその改革をしなければいけない。あるいは地方も自立しなければ行けない。それはいろいろな論評があると思うが、総論的には、そういう方向性は、当然我々部落解放をめざしているわけで、そんなに食い違うわけではない。ただ問題なのは、そういう脱物質主義の社会を目指して我々の解放運動の中でもそういう物というものは、ある程度満たされたんだろう。後は心の問題だろうということだ。具体的に、県、知事とすれば今言ったように答申はみんな苦労されて感謝していると。先ほどのことばでは、感謝しているということは尊重していきますよと。議会の請願の問題も今いろいろなことを言いましたけれど議会と知事との関係というのは、我々はあまり深くは知りませんからそれは県庁の組織の中の問題は、県庁の中の問題。知事と県議会の問題は、それとしてやっていただいているわけですが、我々は県民の立場から見れば議員も県民が選んだ人達。知事も県民が選んだ人達。それはお互いが尊重し合うというのは、県民から見れば当たり前のものであって、お互いに問題があるのなら問題があつて議論してもらえばよいわけだが、だからそれを請願が請願として出たということは、それはそれとして理解してもらおうということで、先ほど県は人権尊重プログラムを今推進していますと。また皆さんの方から何か提言があつたらしてくださいと。要約すればそういうことを、今まで知事は語って来たと思うんですが、いいですか知事そういうことで。

知事

うん

山崎書記長

そこで、我々部落解放同盟として、提言いたしますと。これから具体的に提言すると言うことは、当然我々は差別されている側の立場ですから現実に部落差別があるという実態の上、現実認識の上……

知事

差別はあらゆるところにあるわけですから、私にとって、あるいは社会部長の堀内にとって時として差別されていたり差別を認識することは十分あるわけです。

山崎書記長

それは当然ですよ、先ほど知事が言ったとおり、世の中にはいろんな人達がいる違いを認め合う社会、共生社会をつくりましょうというのは我々も言っていることであり、いろんな人達がいる知事も差別する立場でもあり、される立場でもあるということでは当然のことでしょう。ただ我々は、いわゆる部落差別という一つのカテゴリーのなかにおける差別される立場なんですよ。田中知事は部落差別されません。されませんか？ちょっとお聞きしたいんです。堀内部長は部落差別されますか？ちょっとお聞きしたいんです。

知事

ですから差別というのは、あらゆるところに存在すると申し上げています。私は水平社宣言の頃の著しき部落差別というようなものではもはや無いと言うことに立脚しているわけです。ですから、それがあらわれるとおっしゃるんでしたら、それはもっと具体的な事例としておっしゃっていただく。プライバシーに配慮した上で。

山崎書記長

具体的な例は、知事も部落視察をしたし、1月22日の段階でも我々の方からいる

いと言いましたが、結婚差別があるという事実はご存知ですか。部落差別に基づく結婚差別があるという事実は知ってるんでしょう。

知事 仮にあるとして、それはどのようにして解消しようとお考えでしょうか。

山崎書記長 それは、私たちが聞きたいんです。

知事 それは皆様がそのことを解消しようとおっしゃってきたわけではございませんか。そのためには、どのような解消方法があるのかを、ご教授いただきたいわけです。私どもは、もちろん行政体を構成する一員でありまして、もちろん皆様と同じく私も納税者であります。しかしながら我々は公僕でございますから、そのうちに公僕というような言葉も差別用語になっていくのではないかと、10年後にはという気がしなくもありませんが、公僕でありますから、もちろんより私たちは、多く人権に対して真剣に取り組まなくてはなりません。でも私たちだけにお任せになるのでは、お任せ民主主義になるわけでございます。

山崎書記長 そこは考えは一致していますよね。だから私たちが別に田中知事だけに責任を押し付けたり、行政の皆さんに……

知事 責任ではなくて、私たちだけに解決方法というものをお求めになるのではなくてですね。

山崎書記長 私たちもそう思っています。だから我々も水平社以来の自主的な運動が大事だということは、ずっと認識していますしこれからも続けていくつもりでいます。例えば知事も行政の立場にいるわけですから、当然、行政は行政として差別をなくするための取り組みをしなければならない立場である。では、具体的にどうすればいいんですかということで私たちに政策を提言してくださいと今求めました。提言を求めるということは、私たちは当然部落差別をはじめあらゆる差別を無くしてほしいという提言です。いいですねそれは。それを受け止めていただけるということですね知事。提言を欲しいと言うことはそういうことでしょう。

知事 ごめんなさい。もう一度確認させてください。

山崎書記長 だから知事は、例えば結婚差別の問題も含めてそれを解決するためにどうしたらいいかということ、わたくしたち部落解放同盟の方に提言を求めたんですね。だから知事も行政は行政の立場でも考えるけれども我々の側からも積極的な提言をして欲しいということを今言ったわけです。

知事 しかしながらですね、例えばわたくしどもは、今日も午前中、堀内とも話したんですが、多くの難病の方というのもしらっしゃいます。あるいは多く肝炎等にですね、これ国家的な犯罪でございます。しかしながら国は何らの手立てをしておりません。長野県は独自のこうした方々の救済をおこなわねばということで、わずかながらの

支援をしてきております。しかしながらこうした国家的犯罪であってもですね、ある意味では他の都道府県において、あるいは長野県においてもこれらの方を全面的に支援しきれているわけではないわけでございます。わたくしたちがそれらの方々が、もちろん肉体的なそうした困難を伴いながらも自立的に生きていただくためにですね、行うべきことあるいは行えるべきことを行っているわけです。

山崎書記長

言っていることがわかりません。

知事

ですから、そういたしますと仮に私は、水平社の頃と同和問題というのは違うと思っておりますが、仮に違うという中にもさまざまな濃淡があるでしょうから、それが思われているところがあるとしても、それはわたくしたちが全面的にですね、行政体の事業あるいは行政体で働く者のみによってですねそれは克服し切れていくものではないわけでございます。それがまさに今回のこの「人権教育啓発・推進指針」という一人ひとりの県民を従来のようなポスターを使っての啓蒙啓発をですね、啓蒙啓蒙したといういわば行政側のアリバイ作りのような事業ではない形ですね行わねばならないということをお話しているわけでありませう。

山崎書記長

知事わかりました。要するに県の段階で今まで国連の人権教育のための10年行動計画を県も作りましたよね。それは知事知ってますよね。それから知事がおっしゃった4月に「人権教育・啓発推進指針」も出しましたよね。そこにはちゃんと同和問題も入っていますよね。同和問題も入っているんですね。答えてください知事、同和問題はいつてるんでは。だから、指針の中に同和問題入ってるんですね。

知事

ですからそれは、繰り返し申し上げているように、同じ土俵の上で一般対策としてあらゆる差別の解消を実施していくと申し上げているわけです。

山崎書記長

だから要するにそこの中には、同じ土俵の上で部落問題、同和問題も含めて取り組んでいきますよという指針ですね。いいですね。

知事

ですからそれらに関してですね今申し上げたように一般対策として実施して行こうということはかねてから申し上げているところです。だから差別は多岐に渡ると申し上げているわけです。
．．．．．
ごまかしてはおりません。

谷元中央書記次長

これは知事さん、部落差別だけでなくさまざまな差別が多岐にわたってあるということは我々も否定しないしそのとおりだと。ここは認識は一致しているわけですね。ただ私が、最初に入権行政と同時にその中から受ける個別の人権課題を解決していくための施策というのは抽象的には語れない部分があるんじゃないですかと聞いたのは実はそのことだったんです。いろいろな差別問題がある。そのとおりだ。多岐にわたる、今知事さんが出された

難病の問題、あるいはHIVとかハンセンとかそういった問題、こういった難病に係わる差別の問題もある。しかしその差別の問題を、難病にかかわる差別の問題を解決する手立てと、部落差別を解決する手立てというのはおのずと違う手法があるのではないですか。それは一緒なんですか。女性差別と難病差別の問題を解決していく手立ても一緒なんですか。もちろんその一人ひとりの人達にいろいろな差別を受ける社会的ハンディを持つことによって、これはマイノリティーという立場に置かれてそのことによってさまざまな権利における機会均等というのを失っていると。こういったところには共通する部分もあるわけですよ。部落差別を受けて教育の機会均等を奪われてるとか。あるいは就職の機会均等を奪われてるとか。あるいは難病にかかったためにそのような教育や就職の機会均等が奪われている。行政差別という差別されることによってこの機会均等が奪われている。このところは共通しているわけですよ。ここは共通の土俵で政策展開をしていけば機会を平等に与えるとそこでチャンスをしっかりみんながつかんでいく。そこは私はそれでいいと思うんです。しかし同時に例えば女性差別の問題であるとするならば、これは長い性的役割差別の問題から始まって、今日的な男女雇用機会均等法、男女共同参画基本法というような形で、今長野県の方でも男女共同参画課というのがあられるわけでしょう。そういった個別の施策というのは、おのずと展開の仕方が違っている部分があるわけでしょう。このところをしっかりと考えなかったら、抽象的な人権行政は大切です。やります。しかしながら個別の問題「じゃあこの問題についてどうなっているのか」と聞かれた時に「いやいやそれはそれは」と言う形で具体的な中身ががでてこないということでは、これは問題解決に至らないのではないかと。そういった意味では、今までの人権の歴史というのをしっかりと捉え直すという時に、これはもう知事さんは表現活動をじっとやられとったわけですから、人権歴史なんかというのは当然よくわかって、ここにおける人権というのはどのような歴史の中で今日まで確立されてきたのか、この歴史書を見たときに常に人権確立の歴史というのは具体的な権利侵害とか差別を撤廃していくという取り組みの中でしか人権というのは、実は発掘してこなかったわけでしょう。反対に言うならば、具体的な差別、課題あるいは人権侵害事象、こういったものに対して具体的にどのようにこの問題を解決していくかという施策を打ち出さなかったら人権という概念そのものが成り立たないわけでしょう。先ほどの野菜の話を出しましたが、野菜という一般的な具体的なものは存在しないわけですよ。それはにんじんであったり、たまねぎであったり、ねぎであったり、具体的な物としてその総称として野菜が存在しているというだけでしょう。このところを私はしっかりと打ち立っていく必要があるんじゃないだろうか。ただわかっていると思うんですよ。知事さんわかっていると思うんです。ただ、なんでその部落差別が存在しているのかということ聞いたときに、それに対してしっかりと答えようと思わないだろうか。そこで差別が存在してますよということをついたら、私達が何か特別対策の事業をそれにひっかけて要求してくるのではないかと。そういった思いがそこにあるのかな。それは無いですね。

知事

わたくしは皆さんを信用して、同じ語り合うべき同土としてここに臨んでいるわけですよ。

谷元中央書記次長 わかりました。ここは皆さん良く確認しておいてくださいね。知事はそのような思いは持っていない。とするならば、じゃあ私達は部落差別は存在しているということをも具体的な事象、どこの領域にどのような差別があるのかということをも、しっかりと出してそれに対してこの問題についてはこう解決すべきではないかということをも、一般施策を使いながら人権の観点をもしっかりと政策の中に織り込んで提案すれば、知事さんはそれを積極的に受け入れていくということですか。

知事 皆様から個別具体的にご提言いただいたものを、私達がまたそれを精査をするということでございます。

谷元中央書記次長 それはそう言った精査、私達が100出したら、わかりました120やりましょうという話になればいいわけですが、そういう問題ではないでしょう。

知事 そういう問題ではございません、質の問題でございます。

谷元中央書記次長 そうそうそう、質の問題ですね。

知事 はい

谷元中央書記次長 そうすると、質の問題と言った時に、人権政策いいでしょう、この人権行政における人権施策、人権政策というものを我々が提言したときに、たとえば質の問題と言った時にはその質はどのような判断基準をもって政策的なプライオリティーにかけられていくのか、ここは何か具体的におありですか、それは知事の感覚ですか。

知事 それは、最終的には私が判断をするわけですし、この問題に限らず多く職員に言っておりますのは、責任は常に私が負うべき立場でございます。

谷元中央書記次長 そうするともう一つだけ言わせていただきたいと思いますけれども、知事が、さまざまな領域に亘って差別が存在しているんですよと、同時に部落差別の問題についても、水平社宣言の時代と今ではだいぶ違うでしょと言われましたですよ。私、言われていることは一般的にそのとおりだと思うんですよ。水平社の時代に存在していた差別の問題と今日的な差別の問題はだいぶ違ってきている。これは長野県でずっと県庁職員でおられた皆さんもそのことはわかっているだろう、ただ違っているということを感じて言うだけではなくて、どの分野においてどのように現れていた問題が今日どのように変わったのかということもしっかり検証する必要があるんじゃないのか。例えば特別対策でやるのは同和行政だという考え方がいままでの話の中でどうも長野県の中にあるのかな。いや田中知事の中にあるのかなと。ちょっと待ってくださいよ。私達は、同和行政という部落差別をなくすための行政、この同和行政における差別をなくすための行政手法というのは特別対策だけの行政手法ではなかったはずだ。これは皆さんこれだけの同和行政についてしっかりと研究されてきているわけですから、これ同対審答申がこの礎になっている。その答申の結語のところにはっきりとその当時から書かれておったではないか。すなわち部落差別をな

くすというためのこの同和行政というものは、いままで一般行政施策は部落を素通りした枠外に置いてきたという反省を踏まえて、これから同和行政をやるときには、一つは一般対策の運用改善ということを行ったわけですね。一般施策における関係制度の運用改善。すなわち一般対策が部落を素通りしないように枠外に置かないように運用改善して一般対策でやりましょうと言った。もう一つは、しかしそうは言っても長い間一般施策から枠外に置かれたために行政的な施策における不利益を被ってひずみができている。これを急速に底上げするために、特別対策という手立てを期限を決めて集中的にやりましょうとなったわけですね。そうして、その特別対策をしっかりと打つべき領域というのは、先ほど知事が何回も言われている、目に見える分野、言うならば差別の結果として格差と言う形で現れてきた分野にさまざまな特別対策の施策が打たれてきた。教育の問題において例えば進学率どうや、と言った時に答申が出た時には高校進学率にしたって部落と一般で言ったら、部落の方が半分以下の進学率だったと。これ差別の結果としてその格差があらわれてきた。これを特別対策という特別事業によって底上げしよう。これは奨学金制度とかそういう形で底上げしていったわけでしょう。しかし、差別という問題はそのような形で格差という形で現れてきた問題だけが差別なのか、目に見える数字で表すことができる部分だけが差別なのかというところが今問われんといかんのではないか。これが知事が先ほどから目に見えないとか数字で表すことができない、こう言った問題として定義されているこれは漠然と言ったのでは今の段階ではいかなのではないか。そう言った意味では同対審答申は、差別を認識する時に実態的差別と心理的差別という二つの領域を言った。これは知事ご存知ですね。

そしてその実態的差別と心理的差別はお互いが原因となり結果となって差別を再生産していく。この悪循環を断ち切らなくてはならない。こう言ったわけです。では実体的差別とは何かというと、それは部落に現れた、低位・劣悪な生活環境実態、これは格差の問題です。低位・劣悪性、ここに特別対策をぶち込んだわけです。これをやったらもう一つの心理的差別、国民の部落に対する差別意識も薄れてくるのではないか。なくなるのではないか。というのが今までの同和行政の戦略だったでしょう。これは、社会部長そうだったでしょう？ そうですね。そのとおりですね。間違いはないでしょ。そして、それをこの三十数年間続けてきた。確かに格差という問題はいろいろな分野で大きく是正されてきた。しかし全部が是正されているわけではない。しかし、基本的に特別措置法という法律を使わなくても、これは様々な後の一般施策の運用改善など工夫も含めてやっていけば、解決できるのではないかとこの段階まで立ち至った。私たちもそういう具合に認識しています。そうするとしかしながら差別は残っている。差別は厳然としてあるという感覚、それは、知事は一人ひとりの感覚との違いもあるでしょうからという、これも一面当たっているかもしれない。ただし、ここでもう一つ考えないといけないのは、同対審答申が今まで2つの領域でいってきた実態的差別、被差別部落の低位・劣悪性というのは、これは差別される側の実態の問題と違うのか。差別する側の実態の問題、差別を生み出し支えている原因の問題、社会のシステムとか社会の慣行とか、こういった制度やシステムといった問題に差別を生み出すものはないのか。身元調査の問題であるとか、あるいは様々な公正採用のシステムの問題であるとか、あるいは、そういった様々な問題をひっくるめて差別を生み出している原因という問題に、ひとつは、これは目

には見えないけれども、メスを入れる必要はあるのではないかと。心理的差別の問題についても、これは一人ひとりの心の問題であるからなかなか見えない問題ではある。しかしながら、ここの問題も例えば、先ほど結婚差別の問題もあると、今日も部落解放同盟長野県連合会の方からも最近起きた差別事件の事例がしっかりと提示されている。こういった差別事件が起こったりする。この問題、心理的差別の問題。これは今まではこれは部落に対する予断と偏見、差別意識だという形で今まで言われてきたわけです。ところが、これは差別する側の意識の問題と違うのか。今度は差別された側の心理の問題もあるのではないかと。田中知事は、この阪神大震災のときに神戸に長い間入ってボランティア活動をやられた。そのときのひとつの経験の中で大震災が起こったときに、この震災に対するトラウマ現象という問題が大きな社会問題になってきた。ガッという音がしたら体がぐっと緊張して大震災のときの思いというのがいろいろな人間の気持ちの上に様々な屈折、心の傷というものを残していった。私はそれと同じような問題が差別の問題にもあるのではないかと。差別を受けたときの心の傷の問題。あるいは差別されるのではないかと不安からくる心の屈折の問題。このあたりの実態をしっかりと明らかにしながら、この、エンパワメントという言葉が最近ずっとやられていますけれど、知事もよくエンパワメントという言葉が使われると思いますが、これは個人的なエンパワメント、対人関係におけるエンパワメント、社会的な面におけるエンパワメントこういった政策というものは既に提示されている。人権政策という形からの提示。そうすると、例えば部落差別を癒していく、なくしていくための心理的差別。ここにおける教育、このあり方というものもひとつは施策としていろいろ考えなくてはいけないのではないかと。そして、もうひとつの領域というのは、具体的な差別が顕在化した形での差別事件の領域。少なくともこの5つくらいの領域からの部落差別の実態というものを語らなかつたら、今までの格差と言われた差別された実態、ここのところだけで問題を見ていて格差がなくなったから部落差別も相当なくなったという形だけでの議論というものはあまりにも薄っぺらいのではないかと。そういった意味では、知事が言われたこの物質主義から非物質主義、わたしこれ確かにその方向でいいと思うのです。大切だと思うのです。そういう点で、我々も差別をなくすというひとつの方向は、人と人との豊かな関係づくりの問題だと。同時に人と社会との公正な関係づくりの問題もしっかりと引っ張っていかなくてはいけないのではないかと。同時に一人ひとりの人間がエンパワメントしていくための、まさに自立・自律のための方向、自己実現という方向もこれは差別をなくすための政策として提起されなくてはいけないのではないかと。差別事件が起こったときに実際に人権侵害をされた人間の相談する駆け込み寺、あるいはそれに対しての心のケア、あるいは実質的に不利益を被った場合の人権侵害からの救済措置。これは人権相談体制を考えているという方向を出されていましてけれども、そういった問題もしっかりと考えられなくてはならない。もちろんこの問題については部落問題を第一に特化した制度・政策として展開するのではなくて、差別をなくすという観点からその中に部落差別の問題も女性差別の問題も難病差別の問題も様々な差別をその中でしっかりと組み込んで、政策を展開するという視点が必要なのではないかと。私たちが求めているのはそのこのところを求めているわけですね。そういった意味では部落差別がどこの領域にどのような形で、今、どのような残り方をしているのかということをしかりと把握して、これが差別

実態というものをしっかりと認識してほしいと。そのひとつひとつの差別の実態に対して、この問題についてはこういう施策をいきましょう。これについてはこうしましょう、ということをお互いの方でも提示するし、当然、知事の方からも、県行政の方からもお互いに政策を提案しようという関係というものが必要なのではないかと。このところを知事、いっぺんしっかり答えていただきたいと思うのです。

知事

どういうふうに・・・これ確認するのですか。よくわからない。それはそうだ。個別具体的なことはいわなくてよい。

相談というか、皆様と私は常に話し合う門戸を開かせていただいています。ですから、長野県人権教育・啓発推進指針においても、身近な人権に関する様々な問題を身近でご相談いただけるように、こうした総合的な相談窓口の設置、既に人権に限らず多くの県民の方は県民の声ホットラインという形、あるいは経営戦略局に広聴部門という広く耳を傾けるという部署がありまして、ここに行きました者も、それぞれ部署、例えば社会部だけでなくこれが衛生部にも連動する。教育委員会も関係するということからがクロスファンクショナルに担当者に連絡をして御回答申し上げるとともに、直接、担当者からもコンタクトを取るということは既にしているところです。あるいは、私どもの実際の社会部の方に直接お問い合わせの方々もいらっしゃいます。ですから、ただその前に、そうした点によりの確に迅速にお答えできるような私どもの相談をする人間の資質のさらなる向上というようなことは、これは求められる所であろうと思っております。これも座学だけでなく実際に経験を積むことによってできる部分です。ですからこの点はまた、そのほか、様々な人権に関係する国の機関等もありますから、こうしたところとさらに連携を密にとって県民の方々にとって使い勝手のよい相談体制の整備ということは引き続き研究するところです。

片岡中央執行委員

話がうまくかみ合っていないと思うのです。私は時間がきているので単刀直入に申し上げたいと思いますが、同和問題を解決するための国の特別対策は法律ができて33年間やられてきたわけです。これは一昨年の3月末で特別対策というか、法律が失効したわけです。今、全国各地の36関係都府県があるわけですが、特別対策が終了した後の同和問題あるいは同和行政のあり方をどうするかということはいろいろな場面で議論されているわけです。ほとんどのところが審議会を開いて、法律が終わった後も同和行政のあり方をどうするか。中にはこれで終了してもいいのではないかという意見があるのも事実です。しかし、ほとんどの場合は同和問題だけを特別に扱うという、私流の言い方をしていますが、そういう時代は卒業すると。しかし、人権問題の重要課題のひとつとしてあることは間違いないのだから、例えば、障害者に対する人権侵害、あるいは外国人、あるいは女性などに対するいろいろな差別の問題とか人権の問題があるわけです。そういう人権問題のひとつとして同和問題を位置付けるというように、概ね全国36の府県は整理していったわけです。人権行政を整理する中に同和問題を位置付けるというふうにしたわけです。よそがしているから長野県もやれというわけではないですよ。しかし、長野県の審議会も何回か議論を重ねて最終的にそういう方向でこの答申をまとめたわけです。そういう

答申をまとめたわけですから、それで今、私たちが議論しなくてはならないのは、そういう特別な対策の時代を終了して新しい同和行政のあり方、これは極端に言えば全部廃止していいではないかという意見があることも事実です。従来どおりでいいではないかという意見もある。新しく組み立て直そうという意見もある。私はそういう大きな意味でいえば、組み立て直すというようにするべきであると思っているわけです。どう組み立て直すかという、どういう位置付けをして、どう組み立て直すかということがいま問われているわけですから、私は、それは、この時期に半年、1年かけて知事さんとの間で議論をしていいと思うのです。何も急いで結論を出さなくてもいいと思います。ただ、長野県の田中知事の方法を見ると一回全部廃止にしているのではないか。組み立て直すのではなくて、廃止だけで終わっているのではないか。そこには、同和問題や差別の現状認識についての考え方の違いがあると思うのですが、私はやはり、今、そういう特別な対策が終わった後のこれからの同和行政、それはまあ、我々の解放同盟の考え方から人権行政の整備のなかに位置付けるということですが、ぜひ、そういうように議論してきた審議会の答申はもう一度再考してもいいのではないかと、そのまま受け止めるかどうかは別にしても、そのために時間をかけてもいいのではないかと思います。どうでしょうか。あれをまったく無視するというのも違うように思うのですが。

知事

無視する、無視しないということではなくて、答申がでていて、そして読ませていただく中において、私はかねてから申し上げているように、あらゆる差別の解消を同じ土俵のうえで一般対策として実施してまいりたいというように伝えているわけですし、また、そのために皆様からより積極的な具体的な御意見をいただければ、それをもまた、勘案させていただくということです。

片岡中央執行委員

そういうところがかみ合っていないと思うのですよ。一般対策としてやるということの解釈が我々と違うわけです。

知事

皆様は何としてやりたいのですか。

片岡中央執行委員

人権問題のひとつとしていろいろな行政が取り組みをしています。長野県にも様々な施策がありますよね。そういうものを活用しながら同和問題がいかに解決するか。特別な事業、特別な予算を組まなくてはできないというように考えるのは、非常に考えが狭いのではないかと。いろいろな現に行っているものを活用しながらいかに同和問題を解決するための啓発をやるのか。あるいは…

知事

それは、かねてから申し上げているとおり年齢や、性別、経歴や肩書き、国籍や障害の別を問わず、生きる意欲のある県民の方に、まさに私たちは自由で公正な開かれた社会の実現ということを述べているわけです。そのために様々な私たちは毎年度事業を行っていますし、そのための御提言もいただいているわけでございます。こうした中において、行わせていただくということだと思いますが…

男 田中知事、あなたのなかに、人権問題の中に様々な人権問題の中に部落差別というのは入っているのですか。私たちがわからないのはそこです。

片岡中央執行委員 それは、今の話は、特別にもう同和問題については何もする必要はないと聞こえます。我々が言っているのは、同和問題を解決するためには特別な国の法律しか何か方法がないということではなくて、いろいろな行政の施策を活用して同和問題解決のために利用するというようなことが必要ではないと。

知事 だからその今おっしゃったあらゆる施策を活用してということだと、あらゆる施策はあらゆる方々のために、自由で公正で開かれた社会を実現するために開放されているわけです、私たちは、それに対して自律的にまた自発的に様々な御提言をいただくという、そうした自律的した市民による自律長野県を目指すわけです。

片岡中央執行委員 そうすると、もう同和問題の解決のための施策というものはいらぬというふうに、今の話からいうと。同和問題あるいは部落の抱えている様々な課題、生活上のあるいは人権侵害も含めて差別も含めてそういう課題に対しては長野県としては、特別に何かをいろいろ活用してやるという必要性は認めないということですか。

知事 それは先ほど、あなたは特別な対策と、一般対策でなくて特別対策を取るべきではないということをおっしゃったのではないですか？様々な施策が、長野県の施策はすべて人権の確立という道へとつながっているということではなからうかとおっしゃいましたから、それは、まさに私たちは、常に繰り返していますようにすべての自由で公正な開かれた長野県にするために自立的な方々のために、すべての施策は行っていくわけです。

片岡中央執行委員 話はかみ合いませんね。

高瀬委員長 知事、部落差別については、知事はどのようにするのかと仰っているのです。それを人権対策の中で、項目を作って入れますよ、やりますよということを言っていたらいい。さっきからそう仰っているのだけどなかなか言ってくれない。
(会場)
部落差別はあるのかないのか。

知事 ですから、先ほどから申し上げていることでは納得していただけないということでしょうか。

高瀬委員長 ・・対策の中で県としてはやりますよということを言ってくればいい。

知事 それは、今年の1月22日に労働会館で皆様とお目にかかったとき、今、おっしゃったかたちの答弁というかお約束はできかねるということは、あのときにも申し上げたかと思います。ですから、私は先ほどからの皆様の話にあるように、私たちは、あらゆる私たちの行政の事業というものは、私たち全員が、より人間として尊厳のある

生活ができるようにしていくためにあるわけですから。それがすなわち、私たちのすべては人権ということの尊重へとすべての事業はつながっているということでございます。

(会場)

冷たい人間ということがよくわかった。

高橋副委員長

長野県人権教育・啓発推進指針にも同和問題という記載があるわけですが。その同和問題を認めていないということですか。

同和問題を差別であるとして認めていないということですね。

知事

みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業が御提案をいくつかいただいて、実際に行っています。こうした中には様々な、多くの人権ですから、HIVのようなもの、男女のジェンダーに関してのもの、障害者のもの、外国籍の方あるいは少数民族の方であったり、それは日本においてはまさにアイヌとかつていわれてきています方々の歴史もあるわけですし、あるいは水平社に見られる部落開放の運動という歴史もあるわけです。これらに関しての御応募というものもあるわけです。

(会場)

部落差別がはいっていないではないか。

高橋副委員長

様々な人権課題の中に同和問題があるということを言っているのです。

知事

ですから、様々な人権課題というものは、非常に多く多岐にわたっているわけです。

高橋副委員長

様々な人権課題の中に同和問題は入っているのかいないのか。

知事

結果として私どもの様々な人権、すべての県の行政の施策が人権の問題ですから、それらを行うなかにおいて結果として皆様が望まれている尊重、解放というものが行われるよう努めていきたいということでもあります。これはすべての施策がすべてそうなのであります。

山崎書記長

だから部落差別が入っているんですねそこに。部落問題が入っているんですね。

知事

先程来繰り返しておりますようにですね、今皆様はその同和問題というのを個別に列記せよ。ということでございますか。

片岡中央執行委員

指針の中に人権課題としてあるじゃないですか。同和問題というのがちゃんと。

知事

ですから私たちは今申し上げましたように具体的に皆様から人権尊重プログラムとして出てきているものの中には今申し上げましたような「アイヌ」と呼ばれていた方々に関してのこと、「同和」と呼ばれていた問題に関するものの御提案をいただいております。

	ます。
片岡中央執行委員	指針の中に人権課題として同和問題というのがちゃんとあるじゃないですか。それをどうして認めようとししないのですか。
知事	ですから、その皆様とその問題というものが仮にあるとしてですね、私は同和問題というものはかつての著しき差別、被差別の状況というものは解放されているという観点に立っているわけでございます。
男	部落問題は終わったということ。
知事	差別というものは解消されたという上に立ってですね私たちが人権ということをつまみつかねばならないわけでございます。皆様がおっしゃるところの部落解放の差別が歴然とあるという皆様の御認識の上に立ってこの問題を話し合っていくことは難しいと私は考えております。
片岡中央執行委員	指針の中に人権課題として同和問題がちゃんとあるじゃないですか。それを何で認めようとししないんですか
知事	ですから仮にですね、その皆様との言葉の定義付け、ディフィニションといいますが、皆様がおっしゃるその私たちの中に同和問題というように記されているのではないかということですね。この同和問題という言葉の定義付けをですね、御議論させていただけないとお答えするのが難しいかろうと思います。私は同和問題に関しては、その物質的な意味でのですね著しい較差というものは解消されこれが国においても特別措置というものが終了をし、私たちもですね、また、竹内久幸議員への回答においても年度を早めて終了させていただくということを申し上げ、これに対して再質問は頂戴をしていないことを冒頭に申し上げましたわけでございます。だから十分な時間もありませんし、県民の代表であられる、また、私よりもはるかに県議会としてですね県の県民のための福祉の向上に資するという長き経歴をお持ちの方が竹内久幸議員でございます。
谷元中央書記次長	やっぱり、ちょっとだけ、その差別をどう認識するのかという点で少し違いがあるのかなという気がするんですがね。 今福祉の問題も出されましたけれども、例えば、2000年の社会福祉法が改正されて、社会福祉の基礎構造改革をやっていこうというひとつの国の方向が出て、県の方でもこれは地域社会福祉支援計画とか、市町村における地域福祉計画を作っているという方向になっていると思うんですね。そうすると、そこでの社会福祉の基礎構造改革の基本的な方向というのは知事はもう既によくご存知だろうと思いますけれども、これはこれから社会福祉の基本的なあり方というのは社会的な排除や差別の克服を通じて、知事が目指しているつながりを新たに作り出してインクルージョンという理念の基に社会を作り上げていこうという社会福祉の理念にしているでしょう。差別や社会的な排除、社会的孤立というものを克服しながら新たな社会を作っていく。

これが知事が一つの行政施策のテーマにしている福祉における基本的な考え方で
すね。そうすると差別とは一体何なのか、私たちは今知事が思い描いている格差と
いう問題も一つの差別、私はさっき実態的差別と心理的差別というものをなぜ説明
したのかということこれもひとつの領域における差別ではないか。差別の現れだ。しか
し、この格差という問題については確かに水平社の頃、これは極めて我々の先代
達は悲惨な貧困の状況におかれてきた。だからこそ戦前の解放運動においても差
別もまた貧困もまた差別なりということから運動が始まったのも事実だ。水平社運
動をよくご存知だろうと思います。貧困もまた差別なりということから貧困という形
の中に現れてきた較差をいかに是正するかという取り組みをやってきた。これに同和
行政は特別対策という一つの手法で格差是正に努めてきた。しかしながら、同対審
答申でもはっきり言ったように格差というのは差別の現れのひとつの形態にしかす
ぎないわけですよ。しかし、差別の問題というのは実はわが国社会の社会構造の中
に差別を生み出す様々なシステムや風習、慣行というのがあるんだと指摘してき
た。システムの問題を、ここに私たちはさっきちらっと言った身元調査の問題はどう
ですか。あるいは就職における公正採用システムというのはちゃんと出来上がって
いますか。統一応募用紙というような問題などで就職差別、差別撤廃を目指したけ
れどちゃんと守られていますか。あるいはこれを使いながら面接の時実際は本籍を
聞いているんじゃないですか。といったような具体的な例をずっと上げてきてるわけ
です。いいですか、そうすると差別というものは知事が認識されているように直接的
な差別語を投げかける差別あるいは差別によってもたらされてきた格差というこう
いう面だけが差別でなく、差別を生み出す支える社会の構造やシステムの問題ある
いはそれを支える地域社会における慣行や制度の問題こういった問題あるいは教育
の中における心理的な加差別、被差別の問題こういったところをしっかりと捉えきれ
なかったら本当の差別の実態というものはつかめきれないのではないのでしょうか。
このあたりの問題のところ具体的な差別の差別事件として様々な形をとって現れて
きているのではないですかと、私たちは言っているのですから私たちは差別の認識
というものを知事が言われるように、知事があなたたちとは違う差別に対する認識を
もたれているとするならば、差別とは何ぞや、という判断基準はどこにもたれてい
るのですか。具体的に差別語を使うということですか。較差があるということですか。そ
こが知事が部落差別というものの差別という問題を認識する時の・

知事 差別というものは特定のその例証を上げて上げきれる問題でなく人類というものが
存在しているということ自体が差別を生起するということです。これは人が二人いれ
ばそこに相対的な差異というものが生まれるわけでございまして、差異があるとい
うことは差異はイコール限りなく差別を生じうるものであるということですよ。

片岡中央書記次長 だから知事ね、そのところはいわゆる個人的な意識の中における差別の問題と社
会的な差別の問題というものを知事の中で混同されてないだろうか。

知事 社会は個人の集合体でございます。

谷元中央書記次長 もちろんそうですよ。個人の集合体でありながら、同時にこれは歴史の流れの中

で一つの差別が社会の制度やシステムとして組み込まれて来て、一次身分制度その中の、例えば、エタ、ヒニンという制度、こういったもの組み込まれて来た訳でしょう。これは社会的な差別じゃないですか。個人の集まりだけれども、社会の制度として法的にも作られてきた差別。しかしこれは人為的に作られてきた制度でしょう。そここのところは、そここのところは、人為的に作られてきた差別というものが今日もその跡引いているとするならば…。

知事

ですから、その、跡引いているとすることに関しては、見解が異なるわけでございます。もちろん先程どなたかおっしゃったようにこれは日本に止まらず、ありとあらゆるところにおいてもですね、恐らく、あの～中国においても、イスラエルにおいてもそうした人為的な国家的差別というものは歴然として存在し続けています。長い人類の歴史においても…。

谷元中央書記次長

わかりました。今、国際的な話を挙げましたけれども、そうすると、そのような形で作られてきた歴史的社会的な差別という問題に対して国際的にはその差別を無くそうというために、ちゃんとこれだけはこの国でもやりましょうという国際基準における差別の五つの方策というものが採られているというのは、知事はご存知ですか。

知事

今一度確認をしたいと思いますが、その点に関しては確認をしたいと思いますが…。

谷元中央書記次長

確認をしたいと、そして、それを国際的な差別撤廃の方策に関わって知事は日本における、あるいは長野における差別撤廃のための方策をちゃんと提案してみる、提議してみるということをおっしゃる訳ですか。

知事

いえいえ私は、ですから、あの～先程も申し上げましたように、私たちの長い歴史においてはですね、明らかな差別の制度や仕組みというものが存在したということは事実でございます。しかしながら私たちは現憲法の下においてですね、少なくともそのような仕組みや制度としての差別というものは撤廃をするということを誓ってですね、その下で、現憲法の下で私たちはたゆまぬ、至らぬにせよ努力をしてきた訳でございます。これは皆様も同じ思いであられたと思います。と、いたしますとですね、私たちはやはりその制度や仕組みとして差別を強いるという形のもはですね、無くなったと、ええ～無くすということのもで行って来た訳でありまして、そしてそれが無くなったと、ほぼ解消したということにおいて恐らくはですね、官僚的発想の国においてもですね、継続を尊し(たつし)とする官僚においてもですね、それを終焉させた訳であります。そういたしますと、皆様も私と同じように、まさに長野県民として、まあ今日は東京からお越しであるというふうには、お三方に関してはお聞きしておりますが、同じ日本という国民というか社会に暮らす市民としてですね、同じ対等の場にあつてですね差別・被差別という従来の制度の上で強いられてきた、忌むべき歴史ではない形としてですね、ご一緒に人権を考えねばならない訳でございます。

それが私どものまさに指針でございますし、それがまさに私どもの従来のプログラムではない新たなご提案型のプログラムによって行うというところにある訳でございます。差別・被差別という関係というものがまだ残っているという認識の上でですね、ご議論をするということは、これは私は現在難しかろうと思っております。

谷元中央書記次長 うん、そこが、先程言ったように差別・被差別の関係の認識というのは…。

知事 いえ、差別・被差別のその制度や仕組みというものは無い訳でございます。

谷元中央書記次長 そうですよ、明治以降無いんですよ、基本的には。明治以降、解放令が出されて差別を公的に認めるための制度というのは、法律というのは無くなっているんです、法律というのは。そうでしょ。戦後の憲法においても差別を認めない、すべては法の下に平等だと、こういう形で法律は決まっている訳です。しかしながら、現実には差別はあるからこそ、その差別の問題を憲法はあるけれども具体的に、じゃあ、これをどうしようか、じゃあ憲法を具体化するための具体的な措置として、様々な手だてを打っていかうではないかという認識で色々な問題に、男女共同参画とか男女雇用機会均等法とかこれは何であるんですか。明治じゃなくて、戦後憲法の中では男女差別あらへんやないですか。法律の中ではあってはならないものやけど、現実には社会の中に存在している社会的な差別を無くしていかうというのが、これが一つの国としてのコンセプトであり、国民的なコンセンサ。この合意のもとに色々な問題に取り組みされて来たんじゃないですか。今、世界的にみたって、差別は当然だあ～って法律を持っているところはないんじゃないですか。圧倒的に、南アにおいてアパルトヘイト制度というのが、法律、制度としてやられたけれども、今、憲法で差別を認めるような国はどこも無い訳であります。しかしながら様々なところで社会的な差別というのは存在しているから、これは国際人権規約という形であるいは国連の様々な人権条約という形で国際的にも無くしていかうという取組がやられている訳じゃないですか。

知事 ですから今、南アフリカのお話しが出ましたけれども、南アフリカのですねアパルトヘイトが無くなった後も、南アフリカには様々なですね、それは制度としてはなくとも、例えば、10部族ほどございます。これはズールー族やコサ族という部族が仮に同じ家の中でですね、働いておりましたもこれもまた職業身分差別かといわれると難しいんですが、つまり庭師をやっている方と、いわゆる旧来の言葉で言いますと家政婦と言いますかですね、いわゆるベビーシッターをやっているような方が、それぞれ部族が違いますと、未だに言葉を交わさないと、白人対黒人の争いではなくてですね、同じ黒い肌をした方々の中でこそですね、問答無用のですね痛ましい事が数多く逆に起きて来るようになった、逆に露呈するようになった訳でございます。ただこの時にですね、いわゆる参政権はあり、移動の自由、居住の自由も求められて確保できるようになった後、じゃあ、いかなることを権力機構として行政として行うかということは、特定の方々に特定なファーマティブ・アクションとしてですね、何らかの物質的なご援助を申し上げるということによってはですね、解決しえない訳でございます。つまりこれはやはり、一人ひとりの心の中の持ちようでございます、こ

れはもっと広く言えば教育であるかもしれませんが、育て方であるかもしれませんが、社会参加であるかもしれませんが、社会参加というのは職業だけではなくてですね、かもしれませんが、ですから私が申し上げていることは、ありとあらゆる私たちの事業というものはですね、事務事業というものはすべては人権そして公正な社会の実現ということのために行われている訳でございます。それは南アフリカに私は、アパルトヘイト前も後も訪れて非常に痛感をする事な訳です。そういたしますとですね、その結果として様々な方がご提言いただいた中で、これはとりわけこうしたことの精神的な意味での差別意識の解消のために行おうということが採択され実行されてく中で、結果として想定されてることが浮き上がってくるということがございます。けれども目的としてですね、このあることを解消するために、この事業をあるいはそのために事業を創出せねばならないのだという形はですね、これは事業のための事業になっていく危険性を排除できない訳でございます。ですから、私が申し上げていることは、すべての事業は人権のためでございます。

山崎書記長

あの～、ちょっと待ってね。今の話の中でうちの中央本部の方も含めてこれは解放同盟として全国ではね、先程片岡さんが言ったとおり、もう全体的にそれぞれの各県、府県とかが全部やっているんです。少なくとも他の府県の段階では、ある程度ね、ちょっとあの～、うちの田中知事とは違った…。

知事

そうすると、私は物解りの悪い、

山崎書記長

ええ～悪いですよ。

知事

なるほど、そのようなものがやはり県知事を務めて47の中の一つの知事であることは、大変に失礼であると思いますから、私は喜んで今日は県連の方々との話し合いという事でございましたが、直前になって3名中央の本部からお越しになられるということで、それらの方々も今日は同等にご発言をしていただくということを私も結果として認めさせていただく形になりましたから、もちろん、もし私が今日お話ししてもですねなお至らぬ点が多々あるとおっしゃるのであるならば、それはそのような県知事が日本の中で存在するという事は、ゆゆしき事でございますし、ましてや私は手前味噌ではございますが、私の発言というものは全国においても報じられることが多ございます。ですから、私はもしお求めになられるならば、中央本部の方々と回を改めて、私と中央本部の方がですね公開の場において、私の認識の至らぬ点がどこであるのかということをご教示いただく機会を設けられれば幸いです。

谷元中央書記次長

だから、これは今、そのそういう形で知事の方が問題提起されるということであれば、私たちの方もそれについては全然異論はないし、そういった意味ではこの問題についての政策論議をですね、やって構わないんじゃないですか。ですからこれは、しかるべき所にですね時期を設定して…。

知事

解りました。ありがたく思います。あの、まっ長野からは前任の県知事が大変尽力し

まして新幹線で1時間半で東京へ行くこともできますし、東京に繁く通り過ぎだと県議会からもご指摘いただいていますから、もちろん東京の地で行くことは、何らやぶさかではございません。またそのことによって私たち長野県がですね、従来の事業から発想するという形ではない長野県が県職員とともに県民がですね、すべての私たちの鋭意がですね、行いが人権へと繋がるという事を全国の方にご理解していただける機会になろうかと思っております。

竹之内副委員長

はい、あの～、まァ～色々意見ていうか思いを語りたいたいという人が沢山いると思いますが、時間も2時間ということでもう過ぎてますし、今日だけでは無いと思うんで、一応締めさせてもらってですね、まとめていうかですね、書記長の方からちょっとそのへんについてまとめてですね、次回っていうかこの次の機会にしたいというふうに思うんで、お願いしたいと思います。

和田中央執行委員

あの～最後に…。

知事

私は、あの～あらゆる問題とりわけ長野県の政策を転換するという問題に関しては、県民から選ばれ、また県民が私以外を選択することが出来る立場であります。あの～唯一の行政側としては県民から直接選ばれた副知事、出納長は特別職でございますが、県民から選ばれた訳ではございません、直接には、すべての責任は私が負うということであります。とりわけこの問題に関しましては、私は部落問題であるからということではなくてですね、私たちの行政全体、先程も申し上げた人権という私たちが行うすべての行いが人権に繋がる訳でございます。そしてその点を、従来の私の前任者の時代とはですね、大きく転換をしているであろうということは、私にも認識はできる範囲でございます。従いましてこの問題はすべて私自身がお受けいたす訳でございます、今後もし、皆様からこのような機会のみならず、まァ、中央本部とは近く機会を設けていただけるということでその際には、むろん長野県に留まらず全国から私ご教示いただける方々をご参加いただければ大変嬉しく思いますし、また私の知事室は通常1階の知事室で執務をいたしておりますし、塩尻の知事室分室でも月のうち4、5日は勤務いたしております。もしご意見がある方は昼休みでございましたら私は昼食を食べている間はいかなる方のアポイントであってもお受けするように努めております。その他会議がありました、対外的な会議があります時には、それは物理的に不可能はございますが、是非この問題に関しましては社会部ではなくですね、もちろん社会部が事務局として担当はいたしておりますが、県知事であります私、田中康夫のもとに直接ですね、皆様がお越しいただいてですねお話をいただく。またそのことを私は受ける県知事でありたいと思っております。

最終的に長野県の指針を決めるのは私でございますから、私以外の者がその間に入って苦慮することは、県職員の最高責任者であります私が望むところではございません。

和田中央執行委員

あの～じゃあ、最後に、今日の説明の中で、住民から色々意見を聞いて、地方自治を作っていくと、こういう方針は確認出来たと思いますけど、従来型の国が全部決め

て施策を行うのではない、このところは、はっきりあると思いますね、ただ、自律という一つの言葉で表現していましたが、自分のことを自分で基本的に主張するというは非常に重要だと思いますが、ただ、エンパワメントっていうのは特に必要ですね。で、そういう意味でエンパワメントするまでっていうのは様々な今まで…。

知事

誰が誰をエンパワメントする…。

和田中央執行委員

今までやってきた施策の中でですね、例えば、経営指導員のお話がでてましたけれど、国の施策っていうのは、ある程度帳簿が付けられる部分については経営指導、で、県知事の先程の回答では、それは商工会でやって欲しいと、しかし、今まではですね、領収書をとにかく集めておいて欲しいという中で、領収書をノートに貼り付けて記帳代わりにしてた、そういう作業をですね丁寧にやりながら、実はそういうエンパワメントの方向ってのも一つの事業の中にあつた訳ですね、ですからそのあたりは、私はこれは自律というのは既に出来上がった前提っていう形じゃなくて様々な施策の中で、そういうテーマが実はあって、介護の問題についても今の制度だと低所得では非常に厳しい訳ですね、でもそういう人との話を聞きながらですね役所と相談をしてそれをサポートするという、そういうことをしてきた訳ですね。ただそれを全部行政にやらせるという事じゃなくて、今までの経過からみると、そういう一番相談しやすいところにいた相談員っていうのもいた訳ですね。そういう事は、やはりこの自律っていうプロセスを辿っていくテーマの中では、重要なのではないかと、そこが今までやっていた役割を全部ゼロにして、あとは全部役所に来て下さいよというのは、ちょっと違うんじゃないかと。ですからそこをね、ある程度整理をしながら進めて行くというそういう政治のやり方っていうのは基本的に必要な事でもあるんじゃないんですか。

知事

ええ、私は、ですから私はあの、職員に押しつけたり職員に任せることはなく、私はこの問題に関してはですね、皆様と直接私が窓口となってお話をさせていただくという私の意思を表示させていただいた訳であります。そして繰り返しますが、先程の個別の相談員・指導員等の設置事業、また補助金委託料の見直しに関しましては15年度末での廃止ということをお伝えをしているところで、他の団体の方々にもお話を申し上げ、ご確認をいただいているところであります。よろしゅうございますか。

山崎書記長

ええ、予定の時間をちょっと超過しております。まあ、エンドレスでもやってもいいんですが、今の段階でやってもちょっとすれ違いが出てきてると。これは、まあ1月の22日の交渉とですね今日の交渉を踏まえても同じ事だと。で、結論的には、最終的に知事の最後の言葉の中に集約されてますが、差別という課題は無くなったと、この認識の中で、おいては、どんなにやってもね具体的に何やるっていうのは出て来っこないんですからね。差別が何か解らない人間にその差別の問題をどんなに訴えても解らない、うん。で、これは先程も開き直って私も県民から選ばれており、辞めろって言えば

いつでも辞めますよと。これはそういうことじゃない。そういう言葉を吐くってということ自体おかしいと・・・。

知事

何がですか。

山崎書記長

言ったでしょう、県民に選ばれて私は県民に・・・。

知事

違います、私は県民は私を直接お選びになりましたし、県民はまた私以外を選択する権利というのもこれは憲法上付与されてる訳でございます。つまり、彼らはある意味では公僕として働くという高い志で20数才で職員にはなっておりますが、私は職員に今までの行政のリーダーというものは押しつけですね、責任逃れをし、まさに背後に隠れていたということでございます。これは、中央の政治家と同様でございます。私はそのような人物ではありたくないという志で日々働いているということを申し上げた訳であります。

山崎書記長

まあ、いずれにしましても、知事であるということは政治責任もあるし、結果責任もあるこれはそうですね。知事、ね、結果責任もあるですよ。ええ、我々は今日はね、実際の部落差別のを中心にするというふうにはやっただけけれども、その認識がこれだけずれているということは、ちょっとこれ以上もう進まない、ともう、先程、中央本部と差別の問題について、認識の問題についてやるということなんで、それはそれで本部の方に任せていきたいというふうには思っております。ただ、その差別論の上で議論している訳でないんであって、我々は現実的に、毎日毎日、日々差別の中に生きている訳であります。その差別がなんであるか解らない、ねっ、ということで知事は先程、私達も差別をされる立場にある、堀内部長も差別をされる立場にあるという言い方をしましたけれども、そのあなた方は差別される色々な人権問題が起きるかも知れないけれども、部落差別される立場じゃない、そのへんのところをきちんと踏まえておかないと問題っていうのは、なかなか見えてこない。確かに差別の歴史っていうのは色々な歴史がある、そういう制度の変遷もある、今日は今日の段階での状況もある、国の官僚機構がどうのこうの官僚制度がどうのこうのという問題もある、ね、そしてそれをすべて改革しなければいけないということもある、人権問題が大事だ環境問題が大事だ、教育が大事だ福祉が大事だ、これもすべてそのとおり。我々もそれに対して異議申し立てをしている訳じゃない。すべて先程田中知事は人権がその基軸だと言いました。確かに我々もそのことを言ってきました。ただ、その人権の捉え方、差別の捉え方がこれほど食い違っている中においたら、その理念を共有することも出来ないし、政策も一致するはずもない。その中で例えば具体的に「政策提言を欲しい」ということも言いました。我々はいつでも政策提言いたしましょう。ただし、その政策はどうやって知事が判断するんですか、私が判断させていただきます、こういう話になりました。我々は啓発推進指針を知った、4月に出された指針もあります。その中で部落問題とか同和問題も入っている、ねっ、これは県民もみな知っている事です。で、それは知事がその差別問題はもう無くなったって言い方してるけれども、同和問題も入っている、そのことについては、我々はきちんと行っていききたいし、当然先程議会の話も出ました、車の両輪だという言い方もし

ましたけれども、県議会のみなさんも確かに県民から選ばれた、付託された人たちです、その関係はどういう関係で知事との関係がどういう関係であろうとそれは構いません。我々もそういう県民の総意としてやはり答申に基づいて差別を無くすための政策をやってくれ、こういう請願が採択されている以上、我々は少なくともそのことを県民に明らかにしていきたいと、いうふうに思っている。で、今日の交渉の中身については、私たちもこれはね、県民に明らかにしたい。要するに1月の22日の段階でもそうでありましたけれども、今回も差別は、差別問題は無くなったと知事は言いましたね、いいですね。いいですね。そのことは我々も県民にはっきり言いますよ。

知事 ですから、私たちの事業は人権のためにあるのではなく、私たちのすべての行う事は人権へと繋がるものであるということです、人権の事業…。

山崎書記長 それは我々も否定してないですよ。すべて人権に繋がるその前提として、先程も谷元という人も言ったけれども、差別の問題をきちっと理解してなかったら、野菜っていうただそういうことを言ったらダメだよ。それぞれのカテゴリがあって、キャベツもあるニンジンもある、そういう課題をもって行って、それが、相対的に人権っていう野菜っていう一つの大きな問題になるって、そういう説明したでしょう。だから、そういう意味では、我々も人権にすべてを向かうっていうことに対して否定している訳じゃない、ただ我々が県民に明らかにするのは…。

知事 ですから、人権を考えるとときに部落問題と言われるものに対して特別なものとして扱うことは出来ないと言うことでございます。

山崎書記長 いやいや、同じ事ですから。ねっ、だからそのことは我々もはっきりもう一度県民に明らかにして、田中県政は差別問題に対しては一切やらないということを宣言していきたいと思っております。いいですね。

知事 それは全然認識が異なるのではないかと思います。

山崎書記長 だってさっき差別は無だって言ったじゃん。

知事 部落問題とあなた方がおっしゃるような内容の…。

山崎書記長 あなた方ってどういう事ですか。当事者のいう声は聞かないという事ですか。

知事 そうではございません。

山崎書記長 じゃあ、あなた方っていうのは誰のことですか。(怒号)知事、今言ったあなた方っていうのは誰のことです。我々はですからあれでしょ、差別されている立場の人たち、差別されている立場の人たちの意見、要望っていうのは聞かないっていう事ですか。

知事 　　こうやって聞いております。

山崎書記長 　　いや、じゃあ、責任もって文書回答してくれませぬ。

知事 　　いえ、いえ、口頭で既にお答えしております。県民に広くということでしたら、私どもには県のホームページもございますから、この内容をすべて音声かつ自動でビデオは無いかと思いますが公開することは十分可能です。

山崎書記長 　　公開してもいいですから、ちゃんと文書で責任持って回答して下さい。政治責任あるでしょ、結果責任あるでしょ。我々が求めているんですから、文書で回答してくださいって求めているんですから。

知事 　　いえ、いえ。あのすべて今お話しをしてきてる訳でございますから、皆様もお立ちになった段階では、時間も過ぎたのというお話しから始まった訳でございます。私は別に継続することは何にも問題はございません。私どもは課長面接というものがございませぬが、それよりは大事な皆様との懇談であろうと思っておりますから。

山崎書記長 　　話し合いは継続しましょうって言うてるでしょう。

知事 　　はい？

山崎書記長 　　話し合いは継続しましょうって言うてるでしょう。今日でなくてもこれからも。

知事 　　別に今日このまま続くとしても結構でございます。

山崎書記長 　　いや、いや、だから今日、話をしたってしょうがないでしょう。だから、今日我々が要求した、要請した事に対しては文書で回答して下さい。

知事 　　どの点でございますか。

山崎書記長 　　説明責任あるでしょう、県民に対しての説明責任あるでしょう。

知事 　　どの点でございますか。ちょっと確認をいたします。

山崎書記長 　　文書で。差別が無くなったら無くなったでもいいから、文書で責任もって回答して下さいって言うてるんです。

知事 　　もう、口頭でお答え申し上げております。今お答え申し上げたことをテープから採録する形であの…。

山崎書記長 　　文書で求めているでしょう、文書で求めているでしょう、我々は、なんで、文書でできないの。

知事 私は冒頭でも申し上げましたように、これまでの3回に関しても口頭でお答えいたしますし、それは皆様も複数録音採られておりますし、それを活字化を皆様がなさることは十分可能でございます。

山崎書記長 言葉を活字にするだけの話でしょう。なんでそこで、びびっているの。

知事 びびっている訳ではございません。私は他の都道府県のいかなる知事よりも皆様、部落解放同盟という運動体の方々とはですね、正面からお目にかかるということに誇りを持っている一人でございます。

山崎書記長 だから、じゃあ文書で堂々と責任持って回答して下さい。ねっ、それを求めていますから。まっ、今日、だから、これはまた確認して下さい。今日、もう、ねっ、これだけみなさんのもとで今日、マスコミの皆さんもいると思うけれども、我々解放同盟とすれば、まだ差別があると、そういうことを求めたけれど、知事の方は差別は無いと、それをちゃんと文書で回答してくれて言っても文書では出さない。ねっ、そのことはちょっと皆さん聞いていてね、マスコミの方も聞いていて下さい。まっ私たちはだからいずれにしても、これは当事者の問題として田中知事がやるやらないの問題じゃない、我々は差別との戦いをやっている団体ですから、これからも差別との戦いをやっていきます。ただし、やっぱり県の行政として、行政の責務というのは、先程、谷中執の方からも言われたとおり、行政の責務性というのは、まだまだ歴然として社会的にある訳ですから、我々はそれを求めていく。あくまでも、やる、やらないは権力を持っている田中知事の考え方ですから、それはいいです。最終的には恐らく、確かに県民が判断することですから、県民に判断していただくというふうな形で我々もやっていきたいなと、いうふうに思っています。まっ、いずれにしてもこういう意味においてはですね、我々もあの具体的に政策提言しろと言われれば、いつでも政策提言していく、それはあくまでも部落差別があるという前提で部落差別を受けているという立場で提言をします。ただ、それが採用されるかされないかは、これもまた田中知事が判断することですから、あんまり期待はできないかもしれませんがやっていきましょう。我々も堂々とやりましょう。ねっ、で、そういうことでその経過については、今日マスコミの皆さんもいるけれども、常に報告しましょう。こういうことをやった、こういうことをやらなかったということを報告しましょう。

で、もう一つは今日皆さんの手元に資料で知事の所にもいってますかね、差別事件の一覧表ね、我々は現実に差別事件が日々起きている。今日の日付でも我が県連に差別手紙が来た、葉書が来た。ねっ、このことについても、これはもう現実の差別だと…。

知事 あの～、こちらのテーブルにお置きいただいたんでございましょうか、私ども、う～ん…。

山崎書記長 あ～じゃね、ちょっと後で、後で事務局の方で配ります。まっ、いずれにしても前にも配っておりますから、そういう差別の実態があると、で、これに対してこれはさっき

言ったように結果責任、政治責任として、じゃあ、この差別の実態に対してどうするのかということを探めていきます。マスコミの皆さんもこの差別事件を捉えて下さい。ねっ、こういう事件が現実には起きている、これが差別であるのかないのか、心の持ち方の問題なのか、問題でないのか、ねっ、現実には確かにそれは名指しでもって誰々を差別をした訳じゃない。ねっ、エタだチョーリだっていう言い方でもって出て来ているんだ。じゃあ、これに対しては誰が責任あるのか。ねっ、このことによって誰も被害を受けないのか。我々部落民の血って、部落出身者として現実に人権侵害されているわけですから、こういう事実に対して、県行政が責任をもって対処できるのか、それも注目して見ていきたい。そういうふうに思います。我々としてはこういう一つのこの現実に基づいた運動を展開していきたいと。で、我々解放同盟っていうのは今日も中央本部に来ていただいたっていうのはですね、全国の都府県の皆さんとそれぞれの我が解放同盟のそれぞれの府県の府県連がですね、それぞれのこうやってみんなが話し合いをやっていきます。一人だけの意見じゃない、長野県だけの問題じゃない、それは必ず色々な所に影響を及ぼす問題でありますから、特にこの差別問題に対する認識が全然ずれているっていうことになったら、それはもう全国に与える影響は大きいです。田中康夫さんっていう個人の人だったら別に構わないけれども、田中長野県知事っていう立場でいうとですね、これは非常に大きな影響もある訳ですから、少なくとも解放同盟中央本部としてもこの問題を捉えていただいてやっていきたい。特に我々が当事者としての長野県民でもありますから、長野県民としてもこの問題については常に提起をしていきたいというふうに考えています。まっ、そういう意味で状況をみながらこの交渉は続けていきたいというふうに思っていて、今日の所はこの辺で終えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

竹之内副委員長

どうもご苦労様でした。ありがとうございました。それでは、あの～以上で終わりたいと思います。